

第2編 風水害防災計画

第1章 情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報の収集及び伝達等については、この計画の定めるところによる。

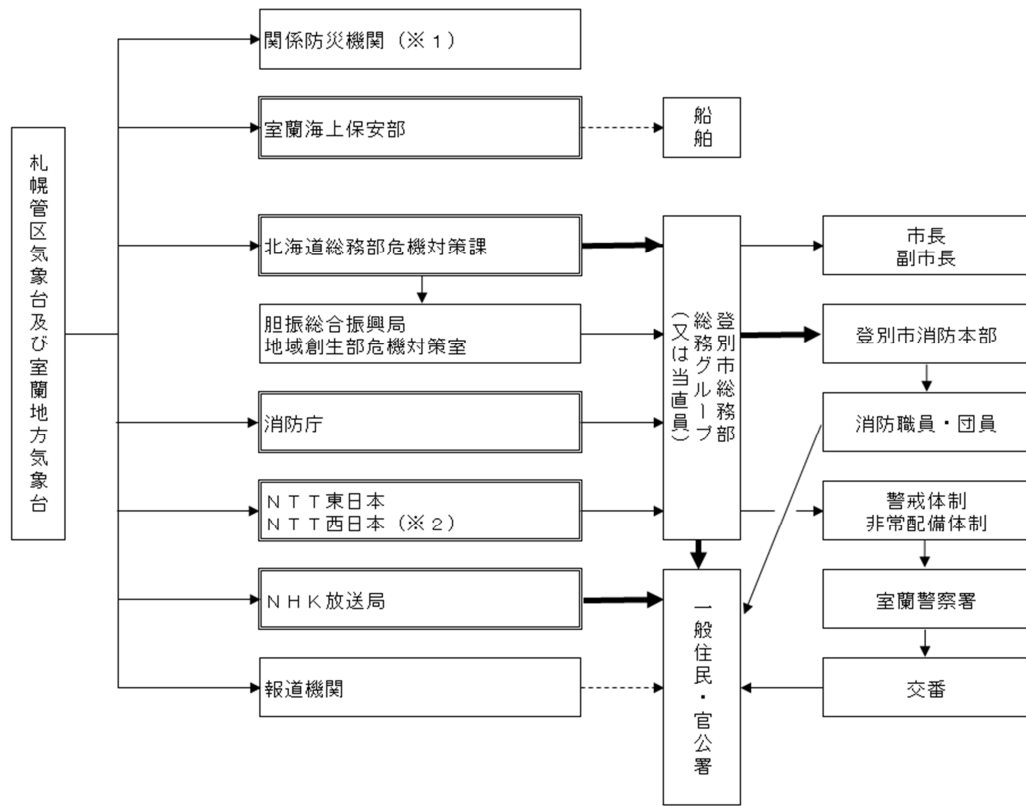
第1節 気象情報等の伝達計画

1 気象情報の伝達系統及び方法

気象台の発する気象、水防等に関する予警報の伝達方法は、予警報伝達系統図に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 気象特別警報・警報・注意報は、通常の勤務時間中は、総務部総務グループが受理するものとする。
- (2) 気象特別警報・警報・注意報を受理した場合は、ただちに総務部長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係部長等に連絡するとともに、関係機関等に連絡しなければならない。ただし、状況により連絡の必要がないと判断されたときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。
- (3) 当直員は、次に掲げる予警報を受理した場合には、総務部総務グループ総括主幹に連絡するものとする。
 - ア 気象特別警報・警報・注意報
暴風、暴風雪、大雨、高潮、波浪及び大雪
 - イ その他、特に重要と認められる各種注意報

気象予警報伝達系統図



- (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
→ (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
-----> (点線)は、放送・無線
 (※1) 北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等
 (※2) NTT東日本、西日本には、特別警報及び警報のみ伝達

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報

(1) 予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と地方予報区、地方予報区を分割した府県予報区から成っている。

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

本市を担当する府県予報区と担当気象官署並びに府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村を まとめた 区域	二次細分区域名
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達、伊達市大滝、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町

(2) 気象特別警報の種類と概要

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種 類	概 要
暴 風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴 風 雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波 浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高 潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
大 雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大 雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3) 気象警報の種類と概要

種 類	概 要
暴 風 (平均風速)	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 陸上 18 m/s ・ 海上 25 m/s
暴 風 雪 (平均風速)	雪に伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・ 陸上 18 m/s 雪による視程障害を伴う ・ 海上 25 m/s 雪による視程障害を伴う
波 浪 (有義波高)	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 6.0m（ただし、西～北西の風の場合は 5.0m）

高潮 (潮位)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・1.3m
大雨 (表面雨量指数基準・土壌雨量指数基準)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・表面雨量指数基準（浸水害） 21 ・土壌雨量指数基準（土砂災害） 158
洪水 (流域雨量指数基準)	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 (流域雨量指数基準) 鷲別川流域＝10.1、ポンアヨロ川流域＝8.4、登別川流域＝15.8、岡志別川流域＝7.6、胆振幌別川流域＝24.9、富岸川流域＝9.2、サト岡志別川流域＝6.9、来馬川流域＝11.8 (複合基準) 来馬川流域＝(8、8.5) ※複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値
大雪 (12時間降雪の深さ)	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・平地 40 cm ・山間部 50 cm

※ 土砂崩れ及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて発表される。

(4) 気象注意報の種類と概要

種類	概要
強風 (平均風速)	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・陸上 12 m/s ・海上 15 m/s
風雪 (平均風速)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。 ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。 ・陸上 12 m/s 雪による視程障害を伴う ・海上 15 m/s 雪による視程障害を伴う

波 浪 (有義波高)	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 3.0m
高 潮 (潮 位)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警戒に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 1.1m
大 雨 (表面雨量指数 基準・土壌雨量 指 数 基 準)	大雨により土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・ 表面雨量指数基準 (浸水害) 10 ・ 土壌雨量指数基準 (土砂災害) 82
洪 水 (流域雨量 指数基準)	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (流域雨量指数基準) 鷺別川流域=8.0、ポンアヨロ川流域=6.7、登別川流域=12.6、 岡志別川流域=6.0、胆振幌別川流域=19.9、 富岸川流域=7.3、サト岡志別川流域=5.5、来馬川流域=9.4 (複合基準) 登別川流域= (8、10.1)、岡志別川流域= (5、5.2) 胆振幌別川流域= (5、19.9)、来馬川流域= (5、7.7)
大 雪 (12時間降雪の深さ)	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 平地 20 cm ・ 山間部 30 cm
雷	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾 燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ・ 最小湿度 35%、・ 実効湿度 65%
濃 霧 (視 程)	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。 ・ 陸上 200m、海上 500m
霜 (最低気温)	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。 ・ 3℃以下

なだれ	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ・ 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上 ・ 積雪の深さ 40 cm 以上で日平均気温 5℃ 以上
低温 (通年)	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。 ※平均気温が平年より 5℃ 以上低い日が 2 日以上継続
着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃ 付近で発生しやすい。）おそれがあるとときに発表される。
着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれがあるとときに発表される ※北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い ・ 船体着氷 水温 4℃ 以下、気温 - 5℃ 以下で風速 8 m/s 以上
融雪 (融雪量・雨量)	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される ・ 24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が 60 mm 以上

※ 土砂崩れ及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて発表される。

(5) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実施されるものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布:黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布:黒 (浸水が顕著)		大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布:黒 (浸水が顕著)	高潮氾濫発生情報 ^{※3}
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災害対策基本法改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布:紫 (危険)	内水氾濫 危険情報 (水位関知下水道 において発令される 情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布:紫 (危険)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警戒 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 危険度分布:赤 (警戒)		大雨警戒(土砂災害) 危険度分布:赤 (警戒)	高潮警戒に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布:黄 (注意)		危険度分布:黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当				

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からブクジョ型で提供される情報)  
下段細字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

## (6) 土砂災害警戒情報

大雨警戒(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から共同で発表される。

危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警戒(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

## (7) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(胆振地方)で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(胆振・日高地方)で発表される。

大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## (8) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特

別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

(9) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(10) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（登別市：1時間雨量100mm）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(11) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

(12) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。   2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。       ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。     ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。     ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。     ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

浸水キキクル (大雨警報(浸水 害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発表の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。   1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。   ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険 度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。   3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。   ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。   ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。   ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。   ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

### 3 異常現象を発見した者の措置等

#### (1) 通報業務(基本法第54条第1項及び2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するよう協力しなければならない。

#### (2) 警察官等の通報(基本法第54条第3項)

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

#### (3) 市町村長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた市長は、室蘭地方气象台に通報する。

※室蘭地方气象台

室蘭市山手町 2-6-8 0143-22-4249 (防災)

## 第2節 災害通信計画

風水害による災害情報の収集・伝達及び被害報告等の通信方法は、次のとおりとする。

### 1 通信・連絡手段

災害対策本部、警戒体制及び非常配備体制の各関係機関との通信・連絡手段は、次の系統により行う。

各関係機関との通信・連絡手段

関係機関	通信・連絡手段
市本部内等	1 内線 2 電話（電報を含む）※災害時優先電話 3 携帯電話（衛星携帯電話を含む） 4 F A X 5 電子メール 6 庁内イントラ 7 防災行政無線 8 人的伝達（車両・自転車・徒歩）
胆振総合振興局	1 北海道総合行政情報ネットワーク 2 電話（電報を含む）※災害時優先電話 3 携帯電話（衛星携帯電話を含む） 4 I P 電話 5 F A X 6 電子メール 7 人的伝達（車両）
その他の防災関係機関	1 電話（電報を含む）※災害時優先電話 2 携帯電話（衛星携帯電話を含む） 3 F A X 4 電子メール 5 防災行政無線 6 人的伝達（車両・自転車・徒歩）

### 2 災害時通信確保

#### （1）公衆通信施設の利用

災害時における通信連絡は、公衆通信設備を主通信系統とする。

#### （2）非常及び緊急通話

電話接続が困難な場合は、東日本電信電話株式会社北海道事業部から非常及び緊急通話の承諾を受けた、加入電話（災害時優先電話）から、関係機関等に通報するものとする（災害時優先電話一覧は資料編に掲載）。

#### （3）電報による通信

非常及び緊急を要する電報を発信する場合は、115 番（局番なし）へ非常及び緊急の電報である旨を告げて、申し込むものとする。

#### （4）警察電話等による通信

市内警察機関の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(5) 防災関係機関等による通信

市内防災関係機関の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い防災関係機関を経て行う。

(6) アマチュア無線基地局による通信

登別市防災協力員無線基地局に関する協定及び登別市防災協力員無線基地局設置要綱に基づき、アマチュア無線局に協力を求め通信を行う（登別市防災協力員無線基地局設置要綱は資料編に掲載）。

### 3 情報伝達体制の整備

市防災会議構成機関は、災害予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するほか、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、市は災害応急対策の実施のため、災害情報、被害状況の収集・通報等の通信体制及び災害情報の住民や被災者への情報伝達体制の整備を次のとおり図る。

- (1) 停電時に備え、災害対策本部の設置される庁舎等の非常用電源の確保と情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信機器の多重化・多様化に努める。
- (2) 携帯電話からも避難場所や防災情報が入手できるようSNS等を活用する。
- (3) コミュニティFMを活用した災害情報や緊急情報の放送を行う。
- (4) 高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

特に、災害時に孤立するおそれがある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

### 4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から2までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を構ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸し出し

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借り受けを希望する場合

- (ア) 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借り受け希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引き渡し場所及び返納場所
- (オ) 借り受け希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請内容

(3) 連絡先

北海道総合通信局防災対策推進室

電話：011-747-6451（直通）

### 第3節 災害情報等の収集・伝達計画

風水害等による災害情報等の収集、伝達及び被害状況等の報告については、次に定めるところによる。

また、災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ、実効性の確保に留意するものとする。

#### 1 被害等の情報の収集、連絡及び共有

市本部は、防災関係機関等から災害に関する情報を収集し、関係機関との情報共有に努めるものとする。その際、積極的に画像情報の収集に努めるものとする。

また、北海道防災情報システムにより収集した情報は、総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して位置情報と結びつけた上で防災関係機関とリアルタイムで共有するものとする。

##### （1）収集すべき情報の内容と報告

災害発生後、人的、建物、公共施設、産業及び電気・ガス等の生活関連施設について、速やかに被災情報を収集するものとする。

##### （2）情報収集実施者

被害区分に応じて次のとおり防災関係機関が実施する。

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
人的被害	1 市 2 消防本部 3 室蘭警察署 4 室蘭市医師会	避難場所等における調査、救助活動及び救急活動における調査、救出・救護活動における調査、医療機関における応急医療状況
建物及び公共施設等の被害	1 市 2 消防本部	所管する建物及び施設の被害状況及び職務に関連する民間の建物、施設及び宅地の被害状況の調査
	1 北海道の各部局 2 室蘭警察署	所管する建物及び施設の被害状況及び法令に基づき指定された危険区域等の被害状況の調査
	1 指定（地方）行政機関 2 指定（地方）公共機関	所管する住家（公宅・社宅）の被害状況の調査
産業被害	1 市 2 北海道の各部局 3 指定（地方）行政機関	職務に関連する産業の被害状況の調査
その他	1 各事業者	被害、応急対策及び復旧見込み等の調査

##### （3）被害状況判断基準

被害状況の判断基準は、道計画に定める災害情報等報告取扱要領別表4 被害状況判断基準によるものとする（災害情報等報告取扱要領は資料編に掲載）。

## 2 災害情報及び被害状況の報告

総務部は、災害時、道計画に定める災害情報等報告取扱要領に基づき報告するものとする。

### (1) 報告先

報告先	報告基準
① 胆振総合振興局 (地域創生部危機対策室)	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合
② 北海道 (危機対策局危機対策課)	上記①へ報告することができない状態が生じた場合
③ 国 (総務省消防庁)	上記①及び②へ報告することができない状態が生じた場合 「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合 消防庁長官から要請があった場合の第1報後の報告

### (2) 胆振総合振興局、北海道、国への連絡先及び通信手段

#### ア 胆振総合振興局（地域創生部地域政策課）

回 線	平 日	休日・夜間
N T T 回線	24-9570 22-5170 (FAX)	24-9900 (コールセンター)
I P 専用電話	77-6750-9100	—
北海道総合行政情報 ネットワーク	77-6-750-2191	—

#### イ 北海道（危機対策局危機対策課）

回 線	平 日	休日・夜間
N T T 回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	011-231-3398 (当直室) 011-231-3402 (FAX)
I P 専用電話	77-6210-9100	—
北海道総合行政情報 ネットワーク	77-6-210-22-566	77-6-210-22-586

#### ウ 国（総務省消防庁応急対策室）

回 線	平 日	休日・夜間（危機管理センター）
N T T 回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク	77-6-048-500-7527 77-6-048-500-7537 (FAX)	77-6-048-500-7782 77-6-048-500-7789 (FAX)

※ I P 専用電話・道総合行政情報ネットワークに本庁舎の内線から発信する場合は、電話番号の頭に「77」を追加しダイヤルする。

## 第2章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に必要な危険区域の設定及び施設の整備並びに訓練などの計画について、この計画の定めるところによる。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

さらに、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努める。

### 第1節 風水害に強いまちづくり計画

風水害における道路・河川・急傾斜地等の災害の未然防止と迅速な対応を図るため、各防災関係機関が相互に協力し、風水害に強いまちづくりを促進する。

### 第2節 水害予防計画

洪水等による災害発生を未然に防止し、又は災害による被害を軽減するための予防計画は、次のとおりである。

#### 1 現況

市内には、2級河川が10河川、準用河川・普通河川が43河川、計53河川があり、水防法第14条第1項及び第2項に基づき、ポンアヨロ川、登別川、クスリサンベツ川、岡志別川、胆振幌別川、来馬川、富岸川、西富岸川、鷺別川、鷺別富岸川については、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定されている。

また、登別港町から鷺別町にかけて太平洋に面した海岸と二つの漁港を有しており、津波や高潮の危険性が想定されている。

#### 2 予防対策

（1）市は、次のとおり予防対策を実施する。

ア 特に水防上警戒を要する区域などについて、河川や海岸の監視を随時実施するなど管理に万全を期するとともに、危険区域の周知に努めるものとする。

イ 予警報及び各種情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

## (2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

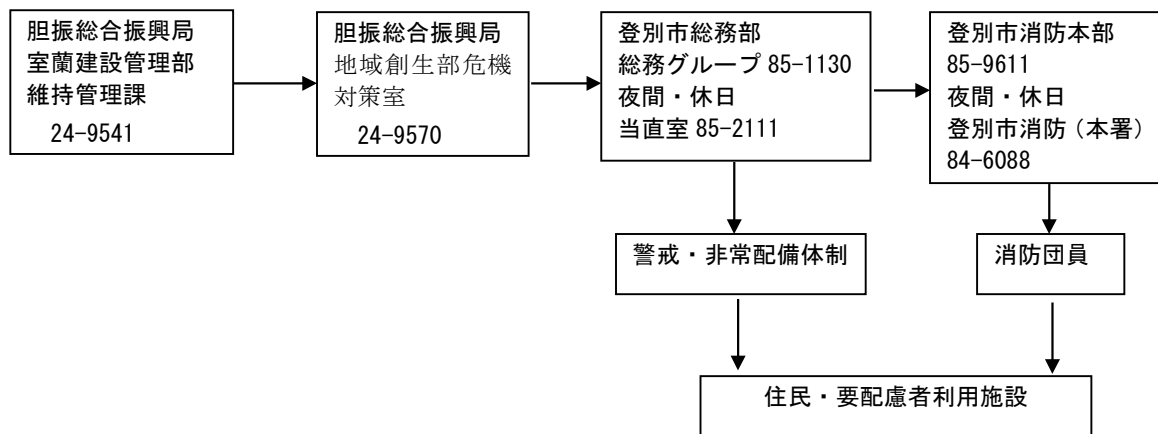
## ア 洪水浸水想定区域

水系名	河川名	指定年月日	洪水浸水想定区域
胆振幌別川	胆振幌別川 (水位周知河川)	令和元年7月23日	資料編に掲載
	来馬川 (水位周知河川)		
ポンアヨロ川	ポンアヨロ川	令和4年11月8日	
登別川	登別川		
	クスリサンベツ川		
岡志別川	岡志別川		
胆振幌別川	胆振幌別川(上流)		
	来馬川(上流)		
富岸川	富岸川		
	西富岸川		
鷺別川	鷺別川		
	鷺別富岸川		

## イ 要配慮者が利用する施設に対する洪水予報等の伝達

市は、洪水浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を、電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達し、避難誘導等を実施する。

水防警報等の伝達系統図



## ウ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画によるものとする。

## エ ハザードマップの作成

市は、胆振幌別川及び来馬川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、指定緊急避難場所、避難時の心得等を示したハザードマップを作成し、市民等へ周

知するものとする。

オ 洪水浸水想定区域内等の特に防災上配慮を要する者が利用する施設

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設管理者に洪水予報等を伝達するとともに避難誘導等を実施する。

### 3 水防計画

本計画とは別に水防法に基づく「水防計画」を定めるものとする。

## 第3節 雪害・融雪災害予防計画

雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道が定める北海道雪害対策実施要綱及び北海道融雪災害対策実施要綱により、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する（北海道雪害対策実施要綱、北海道融雪災害対策実施要綱は資料編に掲載）とともに、必要な措置事項は次のとおりである。

### 1 気象情報の収集及び職員周知

市（防災担当部局）は、室蘭地方気象台の発表する雪害に関係のある警報等の情報を把握し、大雪等により市民生活への影響が予想される場合、各部署に気象情報や警戒が必要な内容について情報提供を行う。

### 2 警戒体制

市は、室蘭地方気象台の発表する大雪特別警報や大雪警報、融雪による河川の出水、なだれ等の災害が発生すると予想される場合、または現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

なお、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするときや、雪害による交通渋滞等によって人命に関わる事態が発生したときは、市長は市本部を設置し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

### 3 市道の交通確保（除雪等）

道路管理者は、積雪 15cm を目途に除雪を行うこととしておりますが、降雪により交通障害が見込まれる時には幹線道路を優先的に行うよう努める。

## 第4節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は、北海道が定める積雪・寒冷対策計画に基づき、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する（北海道地域防災計画抜粋（積雪・寒冷対策計画）は資料編に掲載）とともに、必要な措置事項は次のとおりである。

### 1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある積雪対策の確立と雪害の防止に努める。

## 2 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

### (1) 除雪体制の強化

道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の確保に努める。

### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

## 3 雪に強いまちづくりの推進

### (1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根の積雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守を指導する。

また、雪害等の自己防止策が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立に努める。

### (2) 積雪期における避難所、避難経路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難経路の確保を図る。

また、消防機関は積雪期の火災に備え、消防資機材の使用に支障が生じないように、常時点検、整備、除排雪等を行い、機材の使用、消防水利の確保を万全にする。

## 4 寒冷対策の推進

### (1) 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄・調達体制の整備に努める。

また、避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベット等の簡易ベットを設置するよう努める。

### (2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの備蓄・調達体制の整備に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

## 第5節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 1 現況

#### (1) 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇

所数は、次のとおりである（土砂災害予想区域図は資料編に掲載）。

（R7.4.1 現在）

区 分	土砂災害警戒区域	うち）特別警戒区域
土石流危険渓流箇所	60	32
地すべり危険箇所	5	0
急傾斜地崩壊危険箇所	68	66

※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

（北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況）

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> （ＨＰ版）

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> （スマートフォン版）

## 2 予防対策

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所及び地すべり危険箇所の周知を行うとともに、北海道と協力して危険区域の指定と整備を促進していく。

- （１）特に、土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど、管理に万全を期するとともに、住民に対し急傾斜地や河川の異常の報告や、住民自身による防災措置などの周知、啓発を図る。
- （２）土砂災害防止法第7条及び第9条により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、当該区域ごとに警戒エリア、避難所、避難経路等に関する事項等を避難計画として整備するほか、次の事項を定めるとともに市民等へ周知するものとする。

ア 土砂災害警戒情報等の伝達方法

イ 警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合の伝達方法

ウ 土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台が共同で発表する。

危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

## 第6節 建築物災害予防計画

風水害、火災等の災害から建設物を防御するため必要な措置事項は次のとおりである。

### 1 現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

### 2 予防対策

- （１）建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を建築基準法に基づく耐火構造、準耐火構造とし、不

燃化対策を講ずる。

- (2) 北海道及び市は、建築基準法の遵守に努めるものとする。また、がけの崩壊で危険を及ぼすおそれがある地区において、建築物の建築制限を行うなど宅地の安全に努めるとともに、土砂災害防止法に基づく警戒区域を指定するなど、住民に対する危険箇所の周知、警戒避難体制の整備等を推進していくこととする。

## 第7節 消防計画

この計画は、風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

### 1 消防体制の整備

消防体制の整備を図り、迅速な消火、救助及び救急体制を確立する。

#### (1) 火災防御対策

火災を警戒し、鎮圧するために各種消防事象に対する調査研究を行い、火災防御活動が最高度に発揮できるよう、非常招集計画、警防計画等を立て、その運用に万全を期するものとする。

#### (2) 火災予防対策

予防査察を計画的に実施し火災の未然防止を推進するとともに、各種予防行事を展開し、市民の防火意識の高揚と普及啓発に努める。

#### (3) 高度救急・救命体制の整備

高度な救急救命措置が行える救急救命士の育成、高規格救急車の整備及び地域医療機関との連携を図る。

### 2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に整備計画を作成し、実態に即応した消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう管理する。

### 3 教育訓練

消防職員及び消防団員に対して、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、教育訓練を計画的に実施する。

### 4 広域消防応援体制

火災及び不測の大規模災害の鎮圧に万全を期し、併せて住民の安全を図るため、北海道内の市町村、消防事務組合及び地方行政機関その他の企業・団体と消防応援協定を結び、相互の応援体制を確立する。

## 第8節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するためのビニールシート、土のう等の防災資機材の整備に努めるとともに備蓄量等の把握に努める。

また、平時から物資の備蓄状況や運送手段の確認を行いつつ、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認に努める。

### 1 備蓄計画

#### (1) 食料その他の物資の確保

ア 市は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、次の事項に留意しながら概ね発災から3日までに必要な食料その他の物資の確保に努める。

- ・ 住民だけではなく、観光客などの滞在者を考慮して備蓄する。
- ・ アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資器材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮する。
- ・ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄に充実を図る。
- ・ 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを考慮し設定する。

#### 【備蓄品の例】

食料：米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水：ペットボトル水

生活必需品：毛布、防寒具、ほ乳瓶、生理用品、おむつ（子供用・大人用）

燃料：ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他：トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベット、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

イ 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ、マスク、消毒液等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

#### 物資の調達に関する基本方針

日 数	1 日	2 日	3 日以降
物資の調達に関する基本方針	家庭内備蓄   協定業者等からの調達   全国からの救援物資   市による備蓄		

## 2 事業所等との協定による調達計画

市内の事業所等との間に、災害時に必要な物資の調達や輸送に関する各種協定書を締結している。これにより災害時の迅速な確保を図ることとする（協定書関係は資料編に掲載）。

## 3 他市町との協定による調達

室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町との間の「6市町防災協定」、宮城県白石市・神奈川県海老名市との間の「危機発生時における相互応援に関する協定」、白老町との間の「災害時における相互応援に関する協定」、ようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村との間の「災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定」、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」において、食料及び救助物資の提供、斡旋を定めている。

## 4 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

## 5 給水資機材の整備

市（水道室）は、応急給水のための運搬用給水タンク、ポリ容器及びポリ袋等の整備（備蓄）に努め、復旧用資機材についても備蓄及び早期調達等の対策を講じておくものとする。

## 6 北海道に対する要請

上記に定める備蓄、調達計画によってもなお不足する場合、又は被害の状況により市内での調達が出来ない場合は、知事（胆振総合振興局長）に対して斡旋又は調達の要請を行うものとする。

## 7 備蓄倉庫等の整備

市は、市内の地域特性を踏まえ、防災資機材倉庫の整備を行うものとする。

# 第9節 相互応援（受援）体制整備計画

市は、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者から応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平時からボランティアとの連携に努めるものとする。

## 1 基本的な考え方

市は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から防災関係機関相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用

に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特

に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう応援や受援に関する計画等を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置づけるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとする。

## 2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要異なる準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。
- (4) 道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。
- (5) あらかじめ、道、市町村その他防災関連機関等との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

## 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 平時から社会福祉協議会やNPO・ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るとともに、地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成に努めるものとする。
- (2) 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会）を定め、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担について、協定等を締結することにより、あらかじめ明確化しておくよう努める。

# 第10節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

## 1 避難誘導体制の構築

- (1) 市は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (4) 感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から北海道との連携の下、自宅療養者等の避難先、避難方法を事前に検討し、災害時における自宅療養者等からの連絡に対して説明するよう努める。
- (5) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- (6) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。
- (7) 市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (8) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (9) 市は、広域避難や一時滞在（２次的な避難も含む。）について、道と連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と２次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備に努める。

## 2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める（指定避難所、指定緊急避難場所及び関係機関連絡先一覧は資料編に掲載）。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫（※１）	噴火に伴い発生する火山現象（※２）	津波	地震
管理の基準			居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（＊）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの							
			＊ 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる							
施設の基準 又は 立地の基準	構造（A）	施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと  《例》津波は a1、a2、a3 を満たす  （A）・（B）いずれかに該当	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）							
			異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）				施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※３）に適合するもの（a 3）			
	立地（B）	安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある								当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- （2）学校を指定緊急避難場所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局と調整を図る。
- （3）指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- （4）当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- （5）市長は指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

### 3 避難所の確保等

- (1) 災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする（指定避難所、指定緊急避難場所及び関係機関連絡先一覧は資料編に掲載）。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあたっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (4) 指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

ア 老人福祉施設や障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

イ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局と調整を図る。

ウ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備等の整備を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

エ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

- (6) 当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときには、指定避難所の指定を取り消すものとする。

- (7) 市長は、指定避難所を指定し又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

- (8) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方法を検討するよう努める。
- (9) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

#### 4 建物（避難所）の機能強化の推進

避難所については、冬期間の暖房対策のため、暖房器具の借り上げなど必要な対策を図るものとする。

#### 5 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内体制の構築に努めるものとする。

#### 6 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

住民等の円滑な避難を確保するため、洪水浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

市は、市民に対する周知の徹底を図るため、次の措置を講じているが、今後とも町内会・自主防災組織の活動、地域防災訓練の実施等を通して周知に努める。

- (1) 洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所等を視覚的に表した防災マップを作成し、町内会加入世帯及び転入者に配布するとともに、各公共施設に設置するほか、ウェブ版防災マップ（電子地図、英語・中国語対応）を公開
- (2) 建物に避難所表示プレートの設置
- (3) 避難所表示標識の設置

#### 7 避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じ

て避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努める。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

「登別市避難情報の発令判断・伝達マニュアル」による。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などは、観光入り込み客対策を含む。）

(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5) 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水、給食措置

イ 毛布、寝具等の支給

ウ 衣料、日用必需品の支給

エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保

オ 負傷者に対する応急救護

カ 上記のほか、ひとり1人の事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

ア 避難中の秩序保持

イ 住民の避難状況の把握

ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

ア 市防災行政無線（個別受信機を含む。）等による周知

イ 緊急速報メールによる周知

ウ SNSを活用した周知

エ 広報車による周知

オ 避難誘導者による現地広報

カ 住民組織を通じた広報

## 8 避難所運営

市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

## 9 被災者の把握

被災者の状況把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所へ

の受入状況などの把握に支障を生じることが予想される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用したシステムにより、被災者台帳を作成し、管理する。

システムを運用する際には、個人情報の取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分注意するものとする。

また、被災者台帳をデジタル管理する場合においても、被災者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管するよう努める。

## 第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画

災害時における要配慮者の安全確保に関する計画は次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。

### 1 安全対策

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者の安全の確保を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

### 2 市の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局とが連携し、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するよう努めるものとする。名簿等は、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動要支援者に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新、情報提供

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

##### ア 名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 要介護3以上の認定を受けている者
- (イ) 重度の障がい者、難病患者等
- (ウ) 本人等から申し出のあった人で市長が避難支援等の必要を認めた者
- (エ) 上記以外で市長が必要と認めた者

※原則として、在宅で自力避難ができない者、避難に時間を要する者で家族などの支援が望めない者等を対象とする。

イ 避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局等で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

エ 名簿の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の情報に保つものとする。

オ 避難支援等関係者

市は、次に掲げる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、平常時から名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

- (ア) 消防機関
- (イ) 警察機関
- (ウ) 民生委員、児童委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

(2) 名簿情報の提供先と地域ぐるみの支援体制

市は、災害時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を図るため、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時より避難支援等関係者に名簿を提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。

(3) 名簿情報の提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 名簿情報の情報漏洩防止措置等の取扱状況を報告させるものとする。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全の確保を前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で実施するものとする。

(5) 個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施できるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 防災教育・訓練の充実

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(9) 福祉避難所の指定等

市は、老人福祉施設や障害者支援施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定又は、上記施設等と協定を締結し体制

を整備する。

### 3 社会福祉施設等の対策

#### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。

#### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民や福祉ボランティア等との交流に努め、災害時に支援協力が得られるような体制づくりを進める。

#### (3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、市の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

#### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

市及び消防本部は、施設の実施する防災教育・防災訓練に対して、講師の派遣や教育訓練資機材の貸与等、積極的に支援・指導するものとする。

#### (5) 避難確保計画の作成等

要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設）が浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域及び津波災害警戒区域にあり、登別市地域防災計画において指定された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の定めに基づき、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びに市町村への報告を行うものとする（要配慮者利用施設一覧は資料編に掲載）。

## 4 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人を避難者として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。

- (1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

## 第12節 自主防災組織育成等の計画

災害時には、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、次に定めるところにより住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

### 1 地域住民による自主防災組織の育成

#### (1) 育成の主体

市は、基本法第5条の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、本市においては、町会・町内会・自治会等を対象として組織化を図ることとし、指導、助言を積極的に行って、実効ある自主防災活動の推進と育成に努めるものとする（自主防災組織一覧は資料編に掲載）。

また、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

#### (2) 自主防災組織の編成及び活動班

自主防災組織は町内会や自治会など適正な規模で編成される。一般的な活動班の編成と役割は次のとおりである。

- ア 庶務班（防災知識の普及啓発、防災訓練など）
- イ 情報班（情報の収集、伝達）
- ウ 消火班（出火防止と初期消火活動）
- エ 救出救護班（負傷者の救出救護）
- オ 避難誘導班（住民の避難場所・避難所誘導と避難行動要支援者対策）
- カ 給食給水班（食料・飲料水の提供）

#### (3) 自主防災組織に対する市の支援

市は、自主防災組織を育成するため次の対策を講じるものとする。

##### ア 資機材購入費の補助

市は、登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱に基づき、活動のための資機材購入費に対し、補助金を交付する（登別市防災資機材購入整備費補助事業実施

要綱は資料編に掲載）。

#### イ 活動の指導・助言

（ア）組織が実施する防災訓練に対して、消防職員、防災担当職員及び車両等を派遣して指導するとともに、訓練用資機材を支給又は貸与すること。

（イ）組織が実施する防災に関する研修会、学習会等に対して、消防職員又は防災担当職員を講師として派遣すること。

（ウ）組織の活動に寄与する情報を提供すること。

## 2 自主防災組織の活動内容

### （１）平常時の活動

災害のための備品整備	1 防災資機材の整備 2 備蓄品の管理
地域の危険箇所の把握	1 地域の危険箇所の把握 2 地域の避難路、避難場所・避難所の把握 3 避難行動要支援者の支援協力
災害時の活動習得	1 情報収集訓練 2 消火訓練 3 避難訓練 4 避難所開設・運営訓練 5 救出救護訓練 6 災害図上訓練
普及啓発活動・広報紙の発行	1 広報紙の発行 2 火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ

### （２）非常時及び災害時の活動

情報収集・伝達活動	1 被害情報・救援情報の収集と伝達 2 防災機関との連絡
出火防止及び初期消火活動	1 火の始末などの出火防止措置 2 消火器などの消火活動
避難誘導活動	1 住民を避難場所・避難所へ誘導 2 住民の安否確認 3 避難指示等が発令された場合の周知徹底、誘導 4 避難行動要支援者の誘導、避難協力
指定避難所の運営	1 自主防災組織等が主体となった自主的な運営
救出救護活動	1 負傷者の救出救護
給食給水活動	1 食料、飲料水の調達と炊き出し 2 市が実施する救援物資の配布活動の協力

### 3 事業所等の自衛消防組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

## 第13節 防災知識の普及・啓発計画

災害時の被害の軽減を図るためには、災害に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、防災機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることが必要である。

### 1 市職員に対する防災教育

市職員は、災害時には応急対策の第一線に立って対応することが求められており、特に夜間・休日においては、初期段階において参集者も限定され、防災の責任者や担当者が不在であったりするなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。

このような状況下においては、各職員は、所属する災害対策本部の部・班の業務範囲以外の任務を行うことも想定されるため、平素から本計画に関する十分な知識を習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力が要求される。

#### (1) 職員が習得すべき知識・技能

- ア 災害についての一般的知識に関すること
- イ 災害に関する情報に対する理解の促進に関すること
- ウ 市の災害対策の現状と課題に関すること
- エ 市計画の内容に関すること
- オ 初期消火及び応急救護の技術習得に関すること

#### (2) 教育の実施方法

- ア 職員研修の中に防災に関することを含めて実施
- イ 職員を対象とした、初期消火訓練及び応急救護講習会等の実施
- ウ 市が実施する総合防災訓練への参加

### 2 市民に対する防災知識の普及・啓発

大規模な災害の発生頻度は一般に低く、全国で発生している災害とその教訓も、時の経過とともに風化しやすい傾向にある。他方、大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出・応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、特に夜間・休日の場合には防災機関の初期対応も極めて困難となることが予想される。

このため、配布した防災マップや専門家の知見を活用し、市民に対してそれぞれの地域の災害危険箇所や避難所及び各災害に応じた予防対策を周知するとともに、水防月間、土砂災害防止月間及び山地災害防止キャンペーン等の広報による地域防災能力の向上に努める。

#### (1) 啓発内容

- ア 災害に対する心得

- イ 災害に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等の非常持出品や医薬品の準備
- エ 建物の不燃化対策
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する知識
- コ 避難場所・避難所、避難路及び避難方法等避難対策に関する知識
- サ 水道、電気、ガス、電話等のライフラインに関する災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮と救援
- ス 各防災機関が行う防災対策の内容

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ インターネット、SNS、広報紙の活用
- ウ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- エ パンフレット等の配布
- オ 研修会、講演会等の開催及び防災訓練の実施
- カ 町内会・自治会、老人クラブ、女性団体等の会合や各種研究会等の機会の利用

### 3 児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

(1) 小・中学校、高等学校の対応

- ア 児童・生徒に対し、地域の災害リスクに基づいた予防対策等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、身を守る措置等）の習得を積極的に推進する。
- イ 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施し、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(2) 市及び教育委員会の対応

- ア 市は、学校が実施する防災教育への防災マップ等資料の提供や児童・生徒、教職員を対象として、市が備蓄している非常用食糧を試食する機会を設けるなど積極的に支援する。
- イ 教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員に対する防災に関する研修機会等の充実等に努める。

## 第14節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした体系的な防災訓練を計画的に実施する。

### 1 総合防災訓練

市及び防災関係機関は、大規模な災害を想定し、体制の確立、情報伝達及び応急対策等の総

合的な訓練を地域住民などの協力を得て実施することで実践的な技能の向上を図る。

## 2 地域防災訓練

地域住民が主体となり訓練を行うことで地域、町内会・自治会等の防災能力の向上を図る。

市は、積極的に参加し、指導、助言を行う。

訓練は、町内会・自治会ごとに随時実施し、訓練の項目はおおむね次のとおりとする。

なお、訓練の細目については、その都度実施要領を作成するものとする。

- (1) 119 番通報訓練
- (2) 広報活動訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 応急手当訓練
- (5) 救出救護訓練
- (6) 炊き出し訓練
- (7) 初期消火訓練

## 3 その他の訓練

その他次のような訓練を、総合防災訓練・地域防災訓練に合わせ、又は単独で実施する。

- (1) 職員非常招集訓練
- (2) 情報伝達訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 避難所開設運営訓練
- (5) 応援・受援訓練
- (6) その他防災に関する訓練

## 4 その他の機関・団体が実施する訓練に対する支援

市及び消防は、防災関係機関、自主防災組織（町内会・自治会）、防災上重要な施設の管理者、教育機関、その他公共的団体等が独自に企画実施する防災訓練に対して、指導・助言・講師派遣を行う等積極的に支援する。

# 第15節 幌別ダム災害予防計画

ダムからの放流による下流の災害を予防するための計画である。

## 1 幌別ダムの管理

ダムの管理者（北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所）は、洪水吐ゲートの操作にあたっては、常時上下流一帯の水利関係に障害を及ぼさないことはもちろん、洪水時においても河川の自然流量を増大させないことを原則とし、幌別ダム操作規程に定めるゲート操作を行うものとする。

## 2 ダムからの放流

ダムからの放流は、次の場合に限りすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 4月1日から9月30日までの期間は貯水池の制限水位（標高 26.90m）、10月1日から

翌年3月31日までの期間は貯水池の常時満水位（標高27.40m）を守る必要があるとき。

- （3）洪水警戒時及び洪水時の場合。
- （4）ダム等の点検又は整備のため必要があるとき。
- （5）その他やむを得ない必要があるとき。

### 3 事前放流

国土交通省が気象庁の予測を基に提示する24時間予測降雨量が311mmを超える場合、その降雨量を超える範囲によって見込まれる流入量分の容量を洪水調整可能容量として確保することとしている。

なお、事前放流は190万 $\text{m}^3$ （貯水位25.70m～27.40m）の範囲内で実施する。

### 4 放流の際の関係機関に対する通知

- （1）ダムの放流による影響は極めて大きいため、ダムの管理者は予防措置に万全を期すため、次の区分により北海道、室蘭警察署、登別市等の関係機関に対して通知するものとする。

通 知 時 期	様 式 及 び 区 分	通 知 先						摘 要
		室 建 管 理 部	登 別 市	室 蘭 警 察 署	企 業 局	登 別 消 防 署	J R 幌 別 駅	
事前放流体制を発動したとき	幌別ダムの放流に関する通知 1 警戒体制※1	○	—	—	○	—	—	事前放流体制
予備警戒体制を発動したとき	幌別ダムの放流に関する通知 1 警戒体制※1	○	—	—	○	—	—	予備警戒体制
洪水警戒体制を発動したとき	幌別ダムの放流に関する通知 1 警戒体制※1	○	—	—	○	—	—	洪水警戒体制
ゲート放流を開始するとき	幌別ダムの放流に関する通知 2 初期放流 (1) 放流通知	○	○	○	○	○	—	放流開始 1 時間前までに終了
ゲート又は維持用水放流を開始したとき	幌別ダムの放流に関する通知 2 初期放流 (2) 放流開始通知※2	○	○	○	○	—	—	初期放流
事前放流を開始するとき	幌別ダムの放流に関する通知 3 事前放流 (1) 事前放流開始通知	○	○	○	○	—	—	事前放流
放流量が100m ³ /sに達したとき	幌別ダムの放流に関する通知 4 放流情報	○	○	○	○	—	—	
放流量が200m ³ /sに達したとき	幌別ダムの放流に関する通知 4 放流情報	○	○	○	○	—	○	
流入量が300m ³ /sに達したとき	〔室蘭建設管理部〕 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1 (a) 〔その他の機関〕 幌別ダムの放流に 関する通知 5 洪水時 (1) 洪水開始	○	○	○	○	—	—	洪水時体制
流入量が計画洪水量の50%に達したとき (以後、毎正時に報告)	〔室蘭建設管理部〕 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1 (b) 〔その他の機関〕 幌別ダムの放流に 関する通知 5 洪水時 (2) 洪水時情報	○	○	○	○	—	—	
時間速報 (毎正時)	〔室蘭建設管理部〕 出水時における ダム管理状況(特別) 様式ダー2 〔その他の機関〕 幌別ダム状況速報	○	○	○	○	—	—	
洪水時流入量が最大に達したとき	〔室蘭建設管理部〕 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1 (c) 〔その他の機関〕 幌別ダムの放流に 関する通知 5 洪水時 (2) 洪水時情報	○	○	○	○	—	—	
流入量が計画洪水量の50%以下になった とき (毎正時報告終了)	〔室蘭建設管理部〕 及び 〔その他の機関〕 幌別ダム状況速報	○	○	○	○	—	—	
流入量が300m ³ /s以下になったとき	〔室蘭建設管理部〕 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1 (f) 〔その他の機関〕 幌別ダムの放流に 関する通知 6 洪水終了	○	○	○	○	—	—	洪水警戒体制
必要があると認められるとき	幌別ダム状況速報	○	○	○	○	—	○	随時通報
事前放流を中止するとき	幌別ダムの放流に関する通知 3 事前放流中止	○	○	○	○	—	—	
ゲート又は維持用水放流を停止したとき	幌別ダムの放流に関する通知 7 放流停止※2	○	○	○	○	—	—	

※1 通知はFAX送信のみとする(加入電話による通知内容の確認は行わない)。

※2 ゲート放流中における維持用水の放流開始、停止の通知は行わない。



## (2) サイレン及びスピーカーによる警報

サイレン及びスピーカーによる警報は次の区分により行うものとする。

区 分	警報種別及び時期	警報区間	サイレン	スピーカー
初期放流時	○サイレン ・ダム警報局 放流開始約 20 分前に約 10 分間吹鳴 ○スピーカー ・ダム警報局 放流開始約 10 分前に約 10 分間放送 ・1号～4号警報局 当該地点の河川水位が上昇開始する 約 15 分前に約 15 分間放送	ダム地点から 河口までの胆 振幌別川	○	○
放流量増加時	○全局スピーカー 放流量がそれぞれ 100、200、300m ³ /s に達するとき 当該地点の河川水位が上昇開始する 約 15 分前に約 15 分間放送		—	○
洪水時	○全局スピーカー 必要と認められるとき		—	○

## (3) スピーカーの放送内容

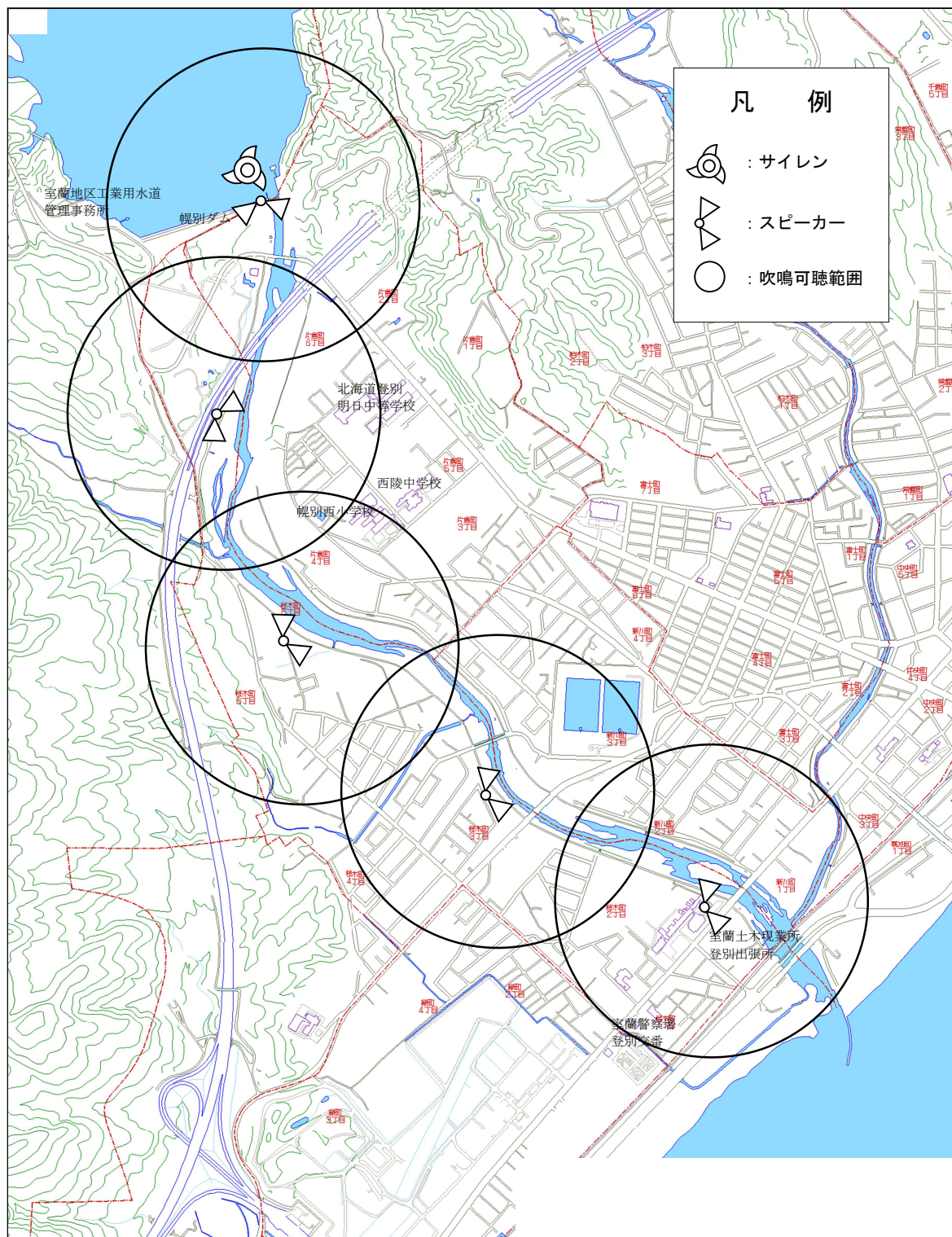
## ア 初期放流時

- ・チャイム 4 打
- ・「こちらは企業局幌別ダムです。幌別ダムより皆様にお知らせします。ただいま川の水が増えてきましたのでダムから水を放流します。川の中や川のそばにいる人は急いで安全な場所にお戻り下さい」
- ・チャイム 4 打

イ 100m³/s、200m³/s、300m³/s、任意放流時

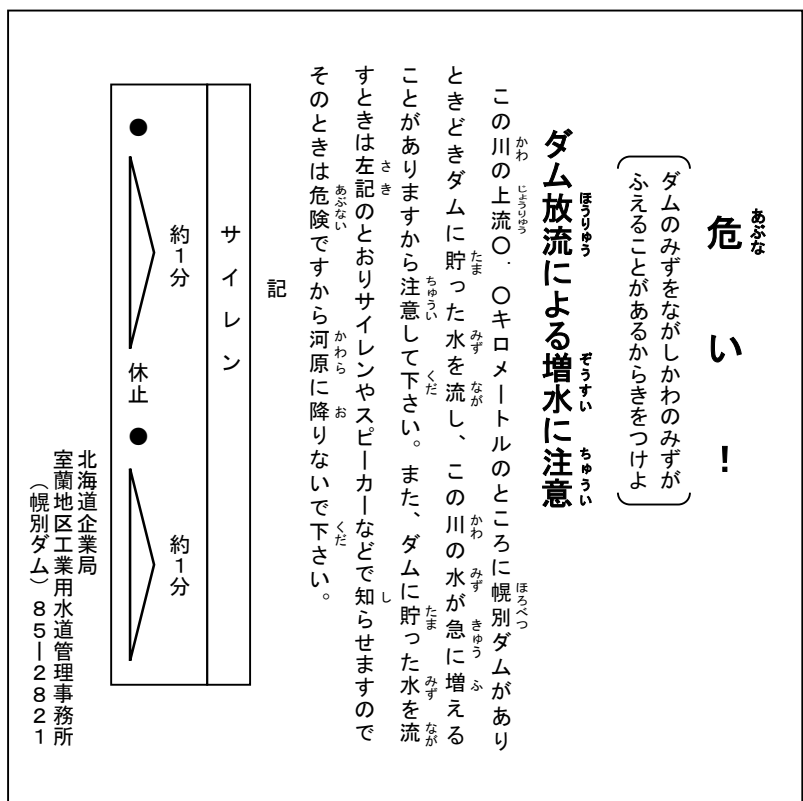
- ・チャイム 4 打
- ・「こちらは企業局幌別ダムです。幌別ダムより皆様にお知らせします。ただいまからダム放流を増加いたします。河原は水位が高くなり危険な状態となりますので、河原の中には絶対に入らぬようお願いいたします」
- ・チャイム 4 打

(4) サイレン、スピーカーの位置及び吹鳴可聴範囲



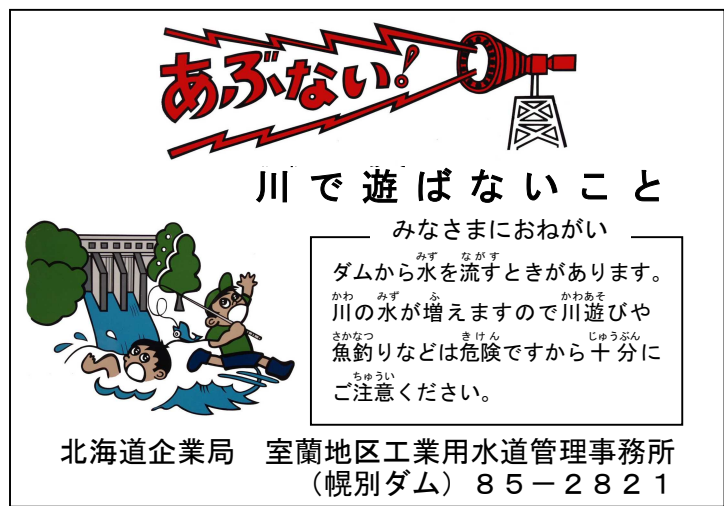
(5) 警告看板の設置

ア 河川沿いに11箇所



(1500×1500)

イ 河川沿いに8箇所



(900×600)

## 6 ダム放流記録

幌別ダム（北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所）からの放流等の通知があった場合は、次により記録しておくものとする。

### （１）幌別ダムの放流に関する通知（様式１）

幌別ダムの放流に関する通知					
					No. —
水象・気象	期 日	年 月 日 時 分現在			
	天 候	晴 ・ 曇 ・ 小雨 ・ 雨 ・ 大雨 ・ その他（ ）			
	流入量	m ³ /s（イ 増えている・ロ 減っている・ハ 変わらない）			
	放流量	m ³ /s（うち維持放流量 m ³ /s）			
	貯水位	EL m			
	雨 量	幌別ダム	mm	雨の降り始め時刻	その他の貯水位
	幌別鉱山	mm	月 日 時 分	EL m	
放流の理由	イ 降雨出水のため ・ ロ 融雪のため ・ ハ 事前放流のため ・ ニ その他（ ）				
1 警戒体制					
(1) 幌別ダムでは、 日 時 分から予備警戒時の体制に入りました。					
(2) 幌別ダムでは、 日 時 分から洪水警戒時の体制に入りました。					
2 初期放流 (1) 放流通知 (2) 放流開始通知					
幌別ダムでは、 日 時 分（イ 余水吐ゲート ・ ロ 放流管バルブ）から m ³ /s の放流を開始（イ します。 ・ ロ しました。）					
ダムの流入量に応じ、放流量を増やすことがありますので十分注意して下さい。					
3 事前放流 (1) 事前放流開始 (2) 事前放流中止					
(1) 近日中に大雨が降る恐れがあるため、幌別ダムでは、 日 時 分から洪水調整のための空容量を確保するため、事前放流を開始します。					
今後、放流量を増やすことがありますので十分注意してください。					
(2) 日 時 分、予測雨量が変化し大雨が降る恐れがなくなったため、幌別ダムでは、事前放流を中止しました。					
4 放流情報					
日 時 分、幌別ダムからの放流量が m ³ /sに達しました。					
今後も流入量の増加に伴い、放流量を増やす予定です。 このため、下流河川の水位は上昇しますので十分注意してください。					
5 洪水時（流入量300m ³ /s以上） (1) 洪水開始通知 (2) 洪水時情報					
日 時 分、幌別ダムへの流入量が m ³ /sとなり（イ 洪水量 ・ ロ 設計洪水量の50％ ・ ハ 最大流入量）に達しました。					
6 洪水終了					
日 時 分、幌別ダムへの流入量が m ³ /sとなり、洪水は終了しました。					
7 放流停止					
幌別ダムでは、 日 時 分（イ 余水吐ゲート ・ ロ 放流管バルブ）からの放流を停止しました。					
送 信 者	北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所 TEL 0143-85-2821 FAX 0143-88-0988				
受 信 者	電 話 番 号	氏 名	受 信 時 刻		
室蘭建設管理部登別出張所施設保全室(管理)	8 5 - 2 3 1 1		時 分		
登別市総務部総務グループ(防災担当)	5 7 - 1 0 8 0		時 分		
北海道札幌方面室蘭警察署警備課	4 6 - 0 1 1 0		時 分		
北海道企業局工業用水道課工水管理係	0 1 1 - 2 0 4 - 5 6 7 7		時 分		
登別市消防署（本署）(初期放流サイレン吹鳴時のみ)	8 4 - 6 0 8 8		時 分		
J R 幌別駅（放流量200m ³ /s以上）	8 5 - 2 2 0 9		時 分		
備 考					

## (2) 幌別ダム状況速報(様式2)

室蘭建設管理部登別出張所施設保全室

登別市総務部総務グループ防災担当

様

北海道札幌方面室蘭警察署警備課

北海道企業局工業用水道課工水管理係

北海道旅客鉄道(株)幌別駅

北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所

## 幌別ダム状況速報

第 報 令和 年(20 年) 月 日 時 分現在

出水の原因		低気圧 ・ 台風 号の影響による ・ その他（ ）			
降雨量	ダ ム	累計	mm	時間	mm
	鉱 山	累計	mm	時間	mm
雨の降り始め時刻：		月 日 時			
ダム流入量		m ³ /s		増えている ・ 減っている ・ 変わらない	
河川放流量		m ³ /s		内、維持流量 m ³ /s	
貯水池水位		m		常時満水位：27.40m 制限水位：26.90m	
連絡事項   発信者：					

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動計画

気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

#### 市本部等の活動内容

組織区分	活動内容
市本部	登別市災害対策本部条例に規定する業務を実施する。
非常配備体制	1 各部・班が管理している施設の巡回点検を行う。     2 被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。     3 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置又は対策を実施する。     4 被害が発生するおそれがある場合は、道路及び急傾斜地危険区域を巡回して、防水シートを張るなどの応急措置を実施し、災害が発生した場合には本計画に定める必要な応急措置を実施する。     5 気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を参考に、洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域周辺の住民に対する避難指示等の発令を決定する。     6 避難指示等を発令した場合は速やかに次の措置を実施する。      （1）対象地区住民に伝達する広報活動     （2）必要に応じて避難所の開設     （3）胆振総合振興局、室蘭警察署、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
警戒体制	1 情報を収集する。     2 住民等に対する情報を伝達する。     3 住民に対して警戒並びに避難準備を呼びかける広報活動を行う。

### 第2節 職員動員計画

災害時、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定による。

### 第3節 広報・広聴計画

大雨、暴風等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関と連絡を密にし、迅速かつ的確に気象情報、災害情報等を広報し、警戒体制の呼びかけ等を行って被害の拡大防止に努めるとともに、災害の状況が沈静化しはじめた段階において、速やかに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努め、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

#### 1 広報事項

- (1) 気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報等の気象情報
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難場所・避難所等の避難情報
- (3) 被害の区域・状況、二次災害の危険性及び応急対策
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) ライフラインや公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者支援に関する情報
- (6) ボランティア団体やNPO等とも連携を図り、要配慮者等に必要な情報

#### 2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

特に、要配慮者に対する情報伝達には配慮するものとする。

##### (1) 広報車の利用

防災マップの洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域を重点に、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。

##### (2) 町内会や自主防災組織等の連絡網の利用

町内会や自主防災組織、民生委員等の連絡網を活用して気象警報等の防災関連情報等の広報を実施する。

##### (3) 放送による広報

市民に対する周知のため、テレビ・コミュニティFMを含むラジオによる放送を要請する。

##### (4) 報道機関への発表

報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。

##### (5) 印刷物等の配付

必要に応じて広報のぼりべつの臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、又は避難所、駅、郵便局、バス停等に掲示する。

##### (6) ICT機器による広報

緊急速報メール、登録制メール、インターネットや携帯電話等のICT機器を活用して、防災関連情報の広報を実施する。

このほか、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用することにより、効果的な情報提供を実施する。

(7) 防災行政無線（同報系）による広報

市内に設置されているサイレン遠隔吹鳴装置を活用して、防災関連情報の住民伝達を図る（登別市防災行政無線配置一覧は資料編に掲載）。

### 3 災害関連情報の収集

市は、住民等からの大雨による土砂災害や洪水等の前兆となる異常現象や被災情報等を積極的に収集する。

収集した情報は、総務部総務班で集約するとともに、市本部や非常配備体制、警戒体制の部署に報告する。

### 4 一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。

(1) 相談窓口の設置

市は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための関係機関及び専門家による合同相談窓口を公共施設又は庁舎内に開設し、次の事項について相談に応ずる。

- ア 生活問題に関すること。
- イ 被災者に対する税の減免等に関すること。
- ウ 災害復旧に係る制度融資に関すること。
- エ 被災建築物の改築、修繕及び宅地の安全・保全に関すること。
- オ 土地・建物の登記、借地・借家問題等に関すること。
- カ リ災証明に関すること。
- キ 法律問題に関すること。
- ク その他行政機関等に対する要望に関すること。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努めるものとする。

## 第4節 避難対策計画

大雨、暴風等により河川の氾濫や火災の拡大のおそれがあるとき、又は、浸水、崖崩れ等の切迫した危険から、住民の安全を守るための避難対策計画は次に定めるところによる。

### 1 避難指示等の発令者

(1) 市長又は市長の命を受けた市の職員

ア 市長は災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

(2) 警察官・海上保安官

ア 警察官又は海上保安官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なであると認めるときには、その立退先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場に在る者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(3) 知事又は知事の命を受けた道の職員

ア 知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第3章第17節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置を取ることができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置

イ 他人の土地等への立ち入り

ウ 警戒区域の設定等

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等

オ 住民等への応急措置業務従事命令

## 2 避難指示等の基準

避難のための立退き指示等の発令基準は、原則として次のような場合とし、必要があると認められるときは、室蘭地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の助言を求める。

- (1) 土砂災害警戒情報等が発令され、土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (2) 高潮、洪水により浸水が発生し、若しくは発生する兆候があると認められるとき。
- (3) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (4) その他の災害時で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

## 3 早めの避難等

市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して普段の行動を見合せ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、早めの避難を促すものとする。

また、避難行動要支援者に対しては、消防本部、警察署等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。

なお、避難指示等を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合は、避難行動のとりやすい時間帯の発令に努める。

## 4 避難指示等の伝達方法等

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、あらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

### (1) 伝達方法

本章第3節2広報活動の方法の規定による。

### (2) 伝達内容

- ア 避難指示等の理由及び内容
- イ 避難場所等及び経路
- ウ 火災、盗難の予防措置等
- エ 携行品等その他の注意事項

### (3) 知事への報告

市長が避難指示等が発令したとき、又は警察官、海上保安官、自衛官から避難を指示した旨の通知を受けたときに、知事（胆振総合振興局長）に報告する次項は次のとおり。

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び避難指示等の別
- ウ 対象区域

エ 避難対象者（世帯数及び人数）

オ 避難先

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

## 5 避難の方法

住民の避難誘導に際しては、災害の規模、道路・橋梁の被災状況、火災発生の有無及び延焼拡大の方向等を勘案し、市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関が緊密な連携のもとに行うものとする。

ただし、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。

- （１）避難道路の主要拠点については、必要に応じて市職員、消防職員、消防団員、警察官及び協力団体等の誘導員を配置し、迅速、安全な避難者の誘導に当たるものとする。また、その際は避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。
- （２）市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関は、住民の安全な避難を行うために必要な情報の提供、道路障害物の除去等の対策を実施するほか、避難所を開設する場合には職員の派遣を行う等、避難者の安全収容体制を図るものとする。
- （３）町内会、自主防災組織等は、地域住民の集団避難及び地域内の避難行動要支援者に対する支援を行うなど、人的被害の軽減に協力するものとする。

## 6 被災者の受入れ及び生活環境の整備

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

指定避難所の管理者は、市が作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

## 7 避難所の指定

市は、災害の規模、要避難者数、対策の効率化等を勘案して、要避難地区の最寄りの指定緊急避難場所又は指定避難所の中から指定する。

## 8 指定避難所の開設及び運営

市は、災害時、必要に応じて、避難指示等の発令と併せて、指定避難所を開設するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

### (1) 開設

ア 指定避難所の開設は、市本部又は市警戒体制の指示により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。

イ 開設にあたっては、施設の被害の有無を確認し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分考慮するとともに、施設の構造や立地場所などの安全性を確保し避難所を開設する。

また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

ウ 避難所が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として活用する等、可能な限り多くの避難所の確保に努めるものとする。さらに、必要に応じ可能な場合は避難者に対して親せきや友人宅等への避難を促す。

エ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

オ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

### (2) 運営

ア 各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に

関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ 市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

ウ 被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

エ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

オ 避難所における家庭動物のためのスペース（冬期を想定し、屋内が望ましい。）の確保に努めるものとする。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

カ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

キ やむを得ず、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

また、車中泊による避難者に対してもトイレの確保やエコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮に努める。

ク 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

ケ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促し、特に要配慮者に対しては、あらかじめ「災害時における避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

コ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

サ 要配慮者の避難に配慮した福祉避難所を設置するものとする。

シ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分なスペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

ス 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

## 9 広域避難

### (1) 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、登別市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。

### (2) 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

### (3) 道外への広域避難

ア 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し、当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市からの協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。

### (4) 避難者の受入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### (5) 関係機関と連携

ア 市は、道及び運送事業者等の関係機関と連携し、あらかじめ策定された具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

この場合においては、次の事項に留意して対応する。

(ア) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理

(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む。）の確保

(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保

(エ) 広域避難についての被災者の意向の把握

(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む。）のマッチング

(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む。）への移送

(キ) 広域避難先での継続的な支援

イ 市、道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努める。

## 10 広域一時滞在

### (1) 道内における広域一時滞在

ア 市長（協議元市町村長）は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて協議を行う。

なお、適当な協議の相手を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

イ 道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、市長はあらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

ウ 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在中の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定したときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに協議元市町村長に通知する。なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。

エ 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ 協議元市町村長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在中の必要がなくなつた旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、上記アに基づく市町村長からの助言の求めがあつた場合には、被災住民の広域一時滞在中が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからカにより協議元市町村長又は協議先市町村長が行うとされている協議、通知及び公示を代わって実施することができる。

ク 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在中の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は修了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について当該市町村に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 市長（協議元市町村長）は、災害発生により被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都道府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

イ 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

カ 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

キ 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

ク 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあっては協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の住所等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

(4) 関係機関と連携

ア 市は、道及び運送事業者等の関係機関と連携し、あらかじめ策定された具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時避難を実施するよう努める。この場合においては、次の事項に留意して対応する。

(ア) 広域一時避難を行うべき場合やその対象者の整理

(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む。）の確保

(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保

(エ) 広域一時避難についての被災者の意向の把握

(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む。）のマッチング

(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む。）への移送

(キ) 広域一時避難先での継続的な支援

イ 市、道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り

合、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ確な情報を提供できるよう努める。

(5) 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

## 第5節 救助救出計画

災害によって生命、又は身体に危険な状態が及んでいる者等の救助救出については、次のとおりである。

市をはじめ救助機関は迅速な救助活動を実施するとともに活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の役割など円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は可能な限り救助活動に参加し被災者の救出に努める。

### 1 救助救出実施者

市（救助法を適用された場合を含む）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市は救助力が不足すると判断した場合には、近隣市町、北海道等の応援を求めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 2 救助救出活動

市及び警察は緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要するものを発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

## 第6節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給については、次に定めるところによる。

### 1 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任において実施するが、市において調達が困難な場合、市長はその確保について胆振総合振興局を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は胆振総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

## 2 食料供給の対象者

食料を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住宅の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者

## 3 供給する食料

供給品目は、米飯、生パン、牛乳、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

## 4 供給食料の調達先

- (1) 市備蓄食糧の放出
- (2) 各種の協定に基づき調達を行う（本編第2章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画）。
- (3) その他製パン業者等に対する委託製造

## 5 炊き出し

炊き出しは、食料を供給すべき期間が、ある程度長期にわたることが予想される場合に、実施する。

- (1) 炊き出し施設

原則として学校給食センター及び調理施設のある公共施設において実施する。

また、施設において炊き出しが困難な場合は、自衛隊の炊事車の災害派遣を求めるなどにより、避難所において実施する。

- (2) 炊き出し従事者

市職員、町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て確保する。

- (3) 炊き出しが困難等の場合の措置

市において直接炊き出しすることが困難な状態で、米飯仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

## 6 供給の期間

原則として発災日から7日間以内とし、この期間内に供給を打ち切ることが困難な状況である場合は、知事（内閣総理大臣）に期間の延長を申請するものとする。

## 7 費用の限度

救助法に定める基準による。

## 第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需品の給与又は貸与の計画は、次に定めるところによる。

### 1 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任で実施する。

### 2 給（貸）与の対象者

災害により住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水した者、かつ被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者で、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする（給（貸）与は、世帯単位で行う）。

### 3 給（貸）与物資の調達先

- （1）市備蓄物資の放出
- （2）各種の協定に基づく調達
- （3）災害義援物資として提供を受けたもの

### 4 給（貸）与対象世帯の把握等

市本部の担当部・班は、世帯別の被害状況を把握し、配分計画を立てて、発災日から遅くとも10日以内に給（貸）与を完了するものとする。

### 5 給（貸）与物資の種類及び品目

原則、次の8種類とし、個々の品目は例示であり実態に応じて他の品目でも差支えない。

給（貸）与物資の種類及び品目

種 類	品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団、枕等
外 衣	洋服、作業衣、子供服等（既製品に限る。）
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等の類
炊 事 道 具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食 器	茶碗、皿、箸等の類
日 用 品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ、バケツ、トイレットペーパー等の類
光 熱 材 料	マッチ、ロウソク、プロパンガス等の類

### 6 要配慮者への配慮

紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳瓶など要配慮者に配慮した物品を確保し優先的に配布する。また、避難所における日常生活用具の配置に際しても要配慮者の利用を十分考慮する。

### 7 給（貸）与費用の限度

救助法に定める基準による。

## 第8節 石油類燃料供給計画

災害時における石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給についての計画は、次に定めるところによる。

### 1 実施責任者

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保及び災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- （１）市内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- （２）市内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。また、燃料供給の要請窓口や手順を事前に確認しておくものとする。
- （３）地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- （４）ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、ＬＰＧの供給を確保する必要があるので取り扱い等については弾力的な運用を図るものとする。

### 2 石油類燃料の確保

市は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

### 3 緊急車両等への優先給油の実施

発災後に中核ＳＳにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

- ・ 緊急通行車両確認章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
- ・ 規制除外車両事前届出済証を提示した車両
- ・ 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- ・ 自衛隊車両
- ・ 優先給油対象車両証明書を提示した車両
- ・ その他、知事が必要と認めた車両

なお、市は、可能な限り発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きの実施に努める。

## 第9節 給水計画

災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進し、水道機能の早期復旧を図るものとする。

### 1 実施責任者

被害地の飲料水の応急供給の実施は、市長（水道室）が行うものとする。

なお、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて実施する。

## 2 給水対策

市長は、台風や豪雨により災害が発生したときは、水源、浄水場、ポンプ場及び配水池等の施設のうち無人の施設について、直ちに職員を派遣して被害の状況を点検させるものとし、導水管、送水管及び配水管等の被害状況を勘案して、必要な措置をとるものとする。

また、派遣する職員は、施設ごとにあらかじめ別に定めておくものとする。

## 3 応急給水

災害のため断水したとき、市（水道室）は、現有機器材、職員の総力をあげ給水業務に従事するとともに、必要に応じて関係機関の応援を得て、応急給水業務に万全を期する。

### （1）給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができないもの。

### （2）給水方法

市民及び施設等への給水は、次の方法による。

#### ア 運搬給水

運搬用給水タンクを車両に積載したもので給水を行う。

#### イ 拠点給水

運搬給水等で給水が十分でないときは、地区単位に拠点を設け、仮設管敷設等により給水を行う。

#### ウ 医療機関・避難場所・避難所等への給水

市内医療機関、公共施設又は避難所等への給水は、施設の受水槽へ給水車で行くほか、必要に応じて仮設管を敷設して行う。

### （3）市民に対する周知

応急給水を実施するにあたっては、給水拠点に看板の設置、広報車の巡回、地元町会・自治会等への文書配布等により、次の内容を地域住民に周知する。

#### ア 運搬給水車で給水する旨、又は給水拠点の設置場所及び応急給水方法

#### イ 水道施設の被害の状況及び復旧見込み

#### ウ 給水以外の水を利用する場合の注意事項、その他必要な事項

## 4 応急復旧

災害により水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

## 5 水質の保全

災害時は、衛生的環境が悪化するおそれがあるので、水道水についても関係官庁の協力のもとに水質検査を強化するとともに、必要に応じ塩素の注入量を増加するなど水質の保全に万全を期する。

なお、次の事項については、特に遺漏のないよう留意する。

### （1）運搬給水用具

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄消毒を行う。

### （2）応急復旧後の水質検査

配水管路の破損個所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合、給水開

始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

(3) 生水の煮沸飲用

被災地での生水飲用は、水質の安全が確認されるまでの間は煮沸飲用の周知徹底を図る。

## 6 外部応援要請

市は、災害の発生及び復旧状況などにより、必要な場合は自衛隊への応援要請、登別管工事業協同組合との防災協定に基づく要請及び他都市から人員、資機材の派遣を要請して応急復旧を行う。この場合、市長は被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。

外部の応援隊は、市長の指揮下に入るものとし、併せて本市の職員を適切に配置して、応援の誘導、指揮、監督等を行う。

## 第10節 下水道施設対策計画

風水害等の災害時の下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

市街地での内水による浸水等で家屋被害や人的被害のおそれが生ずることから、市は、災害状況を勘案し応急復旧を実施するものとする。

### 2 応急復旧

市は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

### 3 広報

市は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 11節 医療救護計画

風水害が発生したときは、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するため、次により対応するものとする。

## 1 実施責任者

- (1) 市は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、救護班を編成し、又は北海道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 市は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

## 2 被災状況の把握

災害時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会は、医療機関等から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 救護所の設置状況
- (6) 救護所及び医療機関への交通状況
- (7) 医薬品、医療資機材等の需給状況

## 3 救護所の設置

市は、被災状況に応じて指定避難所等に救護所を設置する。また、開設したときは速やかに設置場所及び負傷者数その他の情報を次の機関に通知するものとする。

- (1) 登別市消防本部
- (2) 胆振総合振興局保健環境部保健行政室
- (3) 室蘭市医師会
- (4) 室蘭歯科医師会
- (5) 北海道薬剤師会室蘭支部
- (6) 室蘭警察署

## 4 医療救護活動

市は、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会等に協力要請を行い、患者、妊産婦等の救護活動に万全を期する。

- (1) 救護班の派遣

市は、救護所における救急医療・救護を必要とすると判断した場合は、室蘭市医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」及び室蘭歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」に基づき、救護班の編成と派遣を要請するものとする。

- (2) 救護班の業務

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 助産救護

エ 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

オ 被災者の死亡の確認及び死体の検索など

(3) 避難所への巡回医療班の派遣

避難所の開設が長期（概ね1週間以上）にわたる場合、市は、避難者の健康管理に万全を期すため、必要に応じて室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会室蘭支部等の関係機関・団体に要請し、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等による巡回医療班を編成して派遣するものとする。

(4) 負傷者の搬送

負傷者及び妊産婦の搬送にあたっては、原則として消防及び医療機関の保有する救急車を使用することとし、軽傷者については一般車両も使用する。

また、緊急に処置を要する負傷者、又は市外の医療機関に搬送を要する負傷者については、道に対して消防防災ヘリコプターの派遣、又はドクターヘリの派遣を要請する（消防防災ヘリコプター要請手続きは資料編に掲載）。

(5) 医薬品等の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

## 第12節 防疫計画

風水害時における被災地の防疫対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、次のとおり具体的な確立を図る。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号（以下「感染症法」という））に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

### 2 実施組織

- (1) 本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。
- (2) 防疫班はおおむね衛生技術者1名、職員1名、作業員2～3名をもって1班とする。  
この場合、衛生技術者が不足するときは、知事に派遣を要請し、又は薬剤師会等に協力を求めるものとする。

### 3 防疫の種類と方法

(1) 防疫班の消毒活動

防疫班は、次の作業を被災後直ちに実施する。

- ア 被災区域内の家屋、下水、その他不潔場所の消毒
- イ 避難所、その他不潔場所の消毒

ウ 必要に応じ、清掃班と協力して、ねずみ族、昆虫等の駆除

(2) 被災世帯に対する防疫の指導

被災世帯に対して、床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、野菜等の消毒等衛生上、必要な指導を行う。

(3) 臨時予防接種

感染症予防のため、知事の指導・指示に従い、関係機関の協力を得て、種別、対象、期間等を定め、予防接種を実施する。

(4) 避難所の防疫

避難所及び避難者に対して、次により防疫指導等を実施する。

ア 避難者に対する検病調査の実施

イ 被災者に衣服等の日光消毒を指導するとともに必要があるときは、避難所に殺菌・消毒等の衛生薬剤の散布

ウ 避難所に、殺菌・消毒液を配置し、手洗いの励行などについて指導

## 4 避難所の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を担当させ、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

## 第13節 廃棄物等処理及び清掃計画

風水害によって排出された廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理を適切に実施し、被災地の環境整備を図るための計画は、次に定めるところによる。

### 1 実施責任者

(1) 被災地における廃棄物等の処理は、市が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請する。

(2) 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が処理することが困難な場合は、市が実施するものとする。

## 2 被害状況の調査

### (1) 調査体制

災害発生後速やかに被害状況を把握して処理を実施するため、調査地域、対象施設、設備及び調査担当者を明確にした調査体制を整備する。

### (2) 被害状況の集計・報告

廃棄物処理施設等の被害状況を早急に調査・集計して被害状況報告書を作成し、総務部総務班に提出する。

## 3 ごみ処理計画

### (1) 収集・処理対策等の樹立

各地区別の被害状況を速やかに把握してごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認の上、ごみの収集、運搬対策を樹立する。また、処理は登別市クリーンセンターを使用するが、災害の状況により埋め立て又は一時貯蔵し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

なお、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町、西いぶり広域連合との間で、「廃棄物処理に係る相互支援協定」を、取り交わしており災害時の一般廃棄物処理の相互支援を定めている。

### (2) 人員・車両等の確保

ごみ収集・運搬の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力を超える排出量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。

### (3) 臨時収集場所の指定

地区住民等が道路上に廃棄物を出し、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物等により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等の協力を求める。

### (4) 生ごみ等の早期処理

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫・衛生管理上、できる限り早急に収集運搬が行われるよう、その体制を確立する。

### (5) 災害廃棄物等の処理

損害家屋の災害廃棄物については、原則として被災者自ら市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者が対応することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集を行う。

### (6) 暫定堆積場所の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に出されるが、一時に処分場への大量搬入はその処理が困難となる場合や、交通の確保が困難で処分場への搬入ができない場合が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全に支障のない場所に暫定的に堆積できる場所を確保する。

### (7) ごみ袋等の配布

ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

## 4 し尿処理計画

### (1) し尿処理対策の樹立

倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上できる限り早急に収集処理を行うことが必要である。

このため市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等を行って処理能力を確認の上、し尿の収集、運搬、処理対策を樹立する。

(2) 人員・車両等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、処理能力を超える排出量が見込まれ、早急に対応する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、断水時に対処するため、平素から浴槽、洗濯機等による汲み置を指導するものとする。

また、断水及び下水道管の破損等により使用できない場合は、地区別に仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。

## 5 収集処理方法

(1) ごみ収集処理方法

ア ごみ収集車により、生ごみ、一般的なごみの順で収集し、災害の状況によりごみ収集車が不足する場合は、一般車両を調達して早期収集に万全を期する。

イ 処理にあたっては登別市クリンクルセンターを使用することとし、排出量の状況により他の場所に一時堆積し後日焼却する方法、又は埋め立て処理も検討することとする。

(2) し尿収集処理方法

ア し尿運搬車をもって収集するとともに、必要に応じて消毒薬剤を散布する等衛生面に十分配慮するものとする。

イ 収集したし尿については、速やかに市のし尿処理施設に投入するものとする。

## 6 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜の処理は、胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、次により処理する。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却等の方法で処理する。

(2) 移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、臨機の措置を講じる。

(3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。

## 7 清掃等施設状況

(1) 施設の現況

ア ごみ焼却施設

(ア) 名 称	登別市クリンクルセンター
(イ) 所 在 地	登別市幸町2丁目5番地
(ウ) 処理方式	全連続燃焼式流動床炉
(エ) 処理能力	123 t／日

## イ 最終処分場

- (ア) 名 称 廃棄物管理型最終処分場
- (イ) 所 在 地 登別市千歳町 263 番地
- (ウ) 総 面 積 264,279 m²
- (エ) 埋立面積 16,600 m²
- (オ) 全体容量 95,000 m³
- (カ) 埋立方式 準好気性埋立（平地層状埋立方式）

## ウ し尿投入施設

- (ア) 名 称 登別市し尿投入施設
- (イ) 所 在 地 登別市若山町 1 丁目 29 番地 1
- (ウ) 処理能力 33.6 k l / 日

## 第 14 節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

### 2 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号）に基づき、災害時においても動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時における家庭動物の避難は、動物の飼い主が自らの責任において行う。
- (3) 市は、必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (4) 災害時において、市は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

## 第 15 節 交通対策計画

風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うため、次の交通対策を実施する。

### 1 道路の交通規制

#### (1) 道路交通網の実態把握

災害が発生した場合、道路管理者及び室蘭警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に市内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ アの場合、迂回道路設定の可否及び可の場合の路線名、分岐点及び合流点

ウ 交通混雑の状況及び通行の禁止又は制限を実施する必要性の有無

エ 被害道路の応急復旧の見通し

オ その他参考となるべき事項

(2) 被害道路の応急復旧等の措置

道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、室蘭警察署その他の関係機関に連絡するとともに、道路の警戒、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の通行確保に努めるものとする。

なお、道路管理者及び上下水道、電気、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努める。

(3) 被害道路等の交通規制の実施方法

道路管理者及び室蘭警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施する。

ア 道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、室蘭警察署と連携し交通規制を行う。

(4) 関係機関への連絡及び住民に対する広報

道路管理者及び室蘭警察署は、被害道路の交通規制を実施したときは、市本部及び関係機関に連絡するとともに、報道機関等の協力を得て住民に対する広報の徹底を図る。

## 2 緊急輸送のための交通規制

室蘭警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための、緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(1) 道路管理者への通知

室蘭警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続等

ア 確認場所

基本法施行令第33条の規定に基づき、知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申し出により、胆振総合振興局地域創生部地域政策課、室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

ウ 緊急通行車両の範囲

(ア) 緊急通行車両の範囲は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

① 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項

- ② 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関する事項
- ③ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ⑤ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関する事項
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ 無線通信の確保に関する事項
- ⑩ 救助法第13条第1号に規定する救助の実施に関する事項
- ⑪ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の行政機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 発災前確認手続の普及等

市は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(4) 通行禁止又は制限から除外する車両

室蘭警察署長は、業務の性質上、市民の日常生活に欠くことのできない車両及び公益上、又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、車両の使用者の申出により規制対象除外車両の確認を行い、通行を認めることができる。

ア 確認場所

室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた除外車両の使用人は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

ウ 規制対象除外車両の範囲

- (ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- (ウ) 他の都府県公安委員会又は知事の証明書及び標章の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
- (エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両
  - a 道路維持作業自動車
  - b 通学通園バス
  - c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
  - d 指定（地方）行政機関、北海道、登別市、指定（地方）公共機関の職員が、それぞれの機関が定める災害応急対策のための職員非常招集基準等に基づき、非

常参集のために使用中の車両

e 電報の配達のため使用する車両

f 廃棄物の収集に使用する車両

g 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

h その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

エ 警察官不在時の支障車両に対する権限

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、基本法第76条の3第2項の規定に準じる。

オ 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## 第16節 災害警備計画

風水害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、次に定めるところによる。

### 1 災害警備の実施

室蘭警察署は、災害警備対策を他の防災関係機関と協力して実施する。

### 2 室蘭警察署の措置

室蘭警察署は、北海道警察本部及び関係機関と密接な連携のもとに災害警備の諸対策を推進するほか、大型台風の来襲、大雨、暴風等のため災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、早期に警戒体制を確立して住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持する任にあたる。

#### (1) 災害警備本部の設置

災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて北海道警察本部の定めるところにより、室蘭警察署に災害警備本部を設置するものとする。

#### (2) 応急対策の実施

災害警備本部は、住民の避難救出、交通対策、行方不明者等の捜索等について、それぞれの節に定めるところにより、市本部並びに関係機関と密接な連携を図りながら迅速に応急対策を実施するものとする。

#### (3) 防犯対策の実施

##### ア 犯罪の未然防止

関係行政機関との情報交換を行い、住民避難後の住宅密集地域、避難所、金融機関、及び支援物資集積所等の防犯対象地域・施設において、各種犯罪の発生状況又は不審情報を収集・分析し、重点的に警ら警戒及び広報を強化し、犯罪の未然防止に努める。

##### イ 不法行為の取締及び各種相談活動

被災地の混乱に乗じた盗犯、暴利販売等の悪質消費生活事犯及び集団による不法行為について、取締りを強化するものとする。

また、災害発生時の混乱の中で多数予想される迷子、行方不明者等に対処し、行方不明者相談所を開設するなど、犯罪の予防及び防犯相談を行うものとする。

ウ 地域防犯団体等に対する指導・支援

地域の町内会・自治会及び各種の防犯団体等が自主的に行う警戒、防犯及び補導活動に対して、積極的に指導、支援を行うものとする。

## 第17節 輸送計画

風水害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施については、次に定めるところによる。

### 1 輸送の方法・手段

#### (1) 道路輸送

##### ア 緊急輸送路の確保

##### (ア) 輸送路の決定

市本部は、道路の被災情報等に基づき、物資等の輸送路を決定し、道路管理者及び室蘭警察署及びその他関係機関に連絡するものとする。

##### (イ) 交通規制及び通行の確保

各道路管理者及び室蘭警察署は、市本部からの連絡に基づき、本章第15節交通対策計画に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、障害物等を除去する等通行の確保に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。

##### イ 輸送車両の確保

道路輸送に必要な車両は、次により確保又は調達する。

##### (ア) 市有車両の集中管理

各部局で保有している車両は、原則として市本部が集中管理を行い、効率的に運行するものとする。

##### (イ) 他の機関及び民間車両の調達

市本部は、市保有車両のみでは必要とする輸送ができないときは、次により調達を行うものとする。

a 北海道及び指定（地方）行政機関の保有している車両の応援要請

b 室蘭地区トラック協会との間で締結している「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」による借り上げ

c 自衛隊の災害派遣要請

#### (2) 鉄道輸送

鉄道輸送の必要が生じた場合は、ＪＲ北海道等に要請することとし、ＪＲ室蘭本線において旅客車両又は貨物車両を調達して輸送し、輸送の確保に努めるため登別駅前広場を防災拠点として位置付ける。

#### (3) 海上輸送

海上輸送の必要が生じた場合は、漁港等を使用し船舶による物資等の輸送を確保する。

#### (4) 航空輸送

傷病者の緊急搬送、救助物資の調達・配送等で航空輸送の必要が生じた場合は、次によりヘリコプターの出動を要請する。

ア 道に対して、消防防災ヘリコプターの出動要請

イ 道を通じて陸上自衛隊第7師団に対して、ヘリコプターの災害派遣要請

ウ 室蘭警察署を通じて北海道警察本部に対して、ヘリコプターの災害派遣要請

#### ヘリコプター着陸可能施設

施設名	所在地	著名地点からの方向距離	広さ (m)	状況
若草小学校グラウンド	若草町1丁目1-2	鷺別駅から北東1km	90×90	土
富岸小学校グラウンド	富岸町2丁目17-4	駐屯地から南西2.5km	150×100	土
登別市消防庁舎 ヘリコプター臨時離発着場	富岸町1丁目9-8	消防庁舎敷地内	50×50	舗装 周辺芝
幌別駐屯地	緑町3丁目1	駐屯地内	420×34	芝
幌別中学校グラウンド	千歳町3丁目1-3	幌別駅から北北東1km	90×80	土
登別中学校グラウンド	登別本町1丁目1-1	登別駅から西南西0.5km	90×90	土
のぼりべつ文化交流館 (カント・レラ) 駐車場	登別温泉町123-1	登別駅から北西4.3km	80×80	土
ネイチャーセンター	鉾山町8-3	幌別駅から西8.5km	103×46	土
登別温泉ケーブル駐車場	登別温泉町224	登別駅から北西5.4km	45×37	舗装

## 2 輸送の範囲

### (1) 輸送の対象となる応急救助対策等

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救助用物資の供給

カ 遺体の捜索及び処理

キ 応急対策用資機材及び応急対策要員の輸送

ク その他本部が行う輸送

### (2) 費用の限度額

救助法が適用された場合は、その定める基準による。

### 3 緊急輸送業務に従事する車両の確認

緊急輸送業務に従事する車両については、本章の第15節交通対策計画に定めるところにより、知事（胆振総合振興局長）又は室蘭警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

## 第18節 障害物除去計画

風水害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとする。

### 2 道路交通の確保

避難者の安全確保、円滑な避難を促進するため、また、災害応急対策用各種の緊急物資を円滑、迅速に搬送するためにも、道路障害物の除去活動は急務となる。このため、避難道路及び輸送道路などの応急補修、倒壊物等の障害物除去を最優先に実施し、道路交通の確保を図る。

### 3 交通規制

災害により道路の破損、障害物の発生等により交通が危険であると認めた場合又は応急救助活動、災害復旧工事等のためやむを得ないと認めた場合、警察署と連絡協議して、交通規制、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

### 4 道路管理者の相互協力

各道路管理者は、応急復旧及び障害物除去を迅速に実施して必要な交通の確保を図るため、緊密な情報交換及び必要な資機材の確保等で相互に協力するものとする。

### 5 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合等に行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- （１）住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- （２）障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- （３）河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- （４）その他公共的立場から除去を必要とする場合

## 6 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

## 7 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するとともに、市の分別区分に従い、分別に努めるものとする。

## 8 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第15節交通対策計画の定めるところによる。

# 第19節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

風水害により行方不明の状態にある者の搜索、遺体の処理及び埋葬の実施については、次に定めるところによる。

## 1 実施責任者

- (1) 市長が実施する（救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする）。

搜索・収容 消防本部

処理・埋葬 市民生活部

- (2) 搜索、収容、検視等 室蘭警察署

## 2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象

行方不明の状態にある者

- (2) 搜索の実施

市、室蘭警察署等は、必要により合同搜索本部を設置する等相互に緊密な連携を図り、搜索隊を編成して実施する。

この場合、市長は、被災の状況及び行方不明者数が多数である等の理由により必要と認めたときは、知事（胆振総合振興局長）又は自衛隊に対して災害派遣を要請する。

- (3) 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、引き続き搜索を続行する必要があるときは、知事（内閣総理大臣）に期間の延長申請を行うものとする。

- (4) 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、警察官に届け出るとともに、身元が判明しているときは、遺族等に連絡するものとする。

## 3 遺体の処理

- (1) 趣旨

趣旨災害の際、死亡した者及び災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合に実施するものである。

## (2) 遺体の処理の方法

### ア 遺体の処置

洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

### イ 遺体の一時保存

身元識別に時間を要し、また、死亡者が多数のため短時間に検視・検案ができない等の場合は、遺体を市内の寺院、公共施設又は公園等に天幕を設置して、安置する。

### ウ 検案

原則として医療救護班の医師によって行う。

## 4 埋葬

### (1) 趣旨

災害の際に死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、その遺族等が混乱期のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、市長が遺体の応急的な埋葬を行うものである。

### (2) 埋葬の方法

#### ア 遺族がいる場合

遺族に対して、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資を支給し、火葬、納骨等の役務を提供する。

#### イ 遺族がいない場合

市長がアの内容を一括実施し、遺骨を保管する。

## 5 費用の限度額

救助法に定める基準による。

## 6 北海道と企業との協力協定

道は、救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市の業務を支援する協定を次のとおり締結している。

### 北海道と各団体との協定

協定名	締結年月日	相手方	葬祭用品の範囲
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	平成14年3月29日	北海道葬祭業協同組合	1 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） 2 骨つぼ等その他必要な事項
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	平成17年11月1日	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	1 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） 2 骨つぼ等その他必要な事項

## 7 広域火葬の調整等

市は、大規模災害等により、非常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を

行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

## 8 平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

## 第20節 文教対策計画

風水害等に係る警報が発表された場合、又は災害が発生した場合の、小・中学校の児童・生徒の安全確保対策及び社会教育施設、史跡・文化財の災害時応急対策の実施については、次に定めるところによる。

### 1 児童・生徒の安全確保対策

教育委員会及び小・中学校は、大型台風が接近している場合又は大雨及び暴風（雪）の特別警報・警報が発表された場合等においては、児童・生徒の通学上の安全確保を図るため万全の措置を講じるものとする。

#### （1）教育委員会

ア 大雨、暴風等の被害の発生のおそれがある場合は気象情報を収集し、直ちに学校長に伝達する。

イ 学校長から臨時休校又は授業の打ち切り等の決定を受けたときは、市長（総務部総務グループ）に報告する。

また、報道機関に対して報道を依頼して保護者等への周知を図る。

ウ 学校長との連絡を密にして、在校中の児童・生徒の下校時の安全措置に万全を期する。

エ 災害発生時には、学校長から児童・生徒の被災状況について情報を収集するとともに、必要な応急措置を実施する。

#### （2）小・中学校学校長は、学校防災計画に定めるところにより、児童・生徒の安全確保対策に必要な応急措置を実施する。

ア 児童・生徒の登校前に臨時休校を決定したときは、速やかに保護者に連絡する。

イ 授業時間中に授業の打ち切りを決定した場合、児童・生徒の下校措置については、地域の状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等適切に判断し、児童・生徒の安全措置に万全を期する。

ウ 災害発生時には、児童・生徒の被災状況について調査して教育委員会に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

### 2 応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。

(1) 学校施設の応急修理

教育委員会は、風水害等により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は、直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。

なお、復旧については、本編第4章災害復旧・被災者援護計画に定める。

(2) 校舎の被害状況に対応した応急教育体制

ア 校舎の被害が比較的軽微の場合

必要な応急修理を実施して平常授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大な場合

残存した校舎のうち安全な施設を使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがある場合、臨時休校の措置をとり、その期間は、家庭又は地域の集会施設等を利用した地域ごとの応急教育の実施、若しくは家庭訪問により学習内容の指導を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要する場合

(ア) 北海道教育厅と協議してプレハブ仮設校舎の建築を検討する。

(イ) 当該学校の近隣の小・中学校の校舎等又は最寄りの公共施設等を利用し、学級合併授業及び二部授業を行う。

(ウ) 児童・生徒等が個別に一時居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させる。この場合、市外であるときは、当該教育委員会へ受け入れ協力を要請する。

(3) 応急教育の要領

ア 特別教育計画

各学校の災害の状況に応じた「特別教育計画」を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施ができない場合にあっては、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう配慮する。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容・方法が、児童・生徒の負担にならないよう配慮する。

(イ) 公民館が避難所になっている場所など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全に留意する。

(ウ) 通学路その他校舎周辺の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の実施及び地域住民、PTA、保護者等への協力要請等)

(エ) 学校が避難所に充当された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難者収容が授業の支障とならないよう配慮する。

(オ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的なストレスによって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分対応できるよう配慮する。

### 3 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連

絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

#### 4 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理するものとする。

- (1) 校舎内の、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。  
(2) 校舎の一部に避難者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。  
(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行う。  
(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

#### 5 社会教育施設の応急措置

市民会館等、社会教育施設の管理者は、開館中に風水害等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は災害が発生した場合は、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。

主な留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保  
災害発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。  
(2) 負傷者等の確認  
入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。  
(3) 情報の収集  
ラジオ、テレビ等報道機関の気象・災害情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。  
(4) 被害状況の調査・報告  
速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。  
(5) 避難所となった場合の措置  
施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会・自治会及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

#### 6 史跡・文化財の応急対策

史跡・文化財の管理者は、災害発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等必要な対策を実施するものとする。

### 第21節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

## 1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、市長が行う。

## 2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬労務者
- (5) 遺体の搜索処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策のために必要な労務者

## 3 室蘭公共職業安定所への要請

公共職業安定所への求人申し込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 職種別、所要労務員数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

## 4 賃金及び費用の負担

費用は、市が負担するものとし、賃金は、一般の賃金の水準により、その都度、市長が定める。

# 第22節 住宅対策計画

風水害等の災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

## 1 避難所の開設

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

## 2 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な市営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

また、必要に応じて、道に要請して道営住宅の空室を斡旋するほか、室蘭市・伊達市の市営住宅への入居についても協力を要請するものとする。

## 3 救助法適用後の実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借り上げを含む）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。
- (2) 市長は災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

- (3) 市長が、応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

#### 4 応急仮設住宅

公営住宅への入居可能戸数が不足する場合は、建設型応急住宅を建設するものとする。

- (1) 応急仮設住宅の種類

ア 建設型応急仮設住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

- (2) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する仮住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者とする。

- (3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。

- (4) 建設戸数

市は、全壊及び流失等の被害状況により、必要な戸数を知事に要請する。

- (5) 建設型応急住宅の建設用地、構造等

ア 市は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとし、建築場所の決定にあたっては、被災者が相当期間居住することから、建設戸数から判断した用地面積及び交通の利便性、飲料水・電気などの供給が容易である等の立地条件を考慮して、次の順序で選定する。

- ① 未利用市有地（公社の所有地を含む。）
- ② 未利用国有地・道有地の借り上げ
- ③ 未利用民有地の借り上げ
- ④ 公共用地（公園、グラウンド等の公共空地）

イ 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

- (6) 費用

救助法及び関係法令の定めるところによる。

- (7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は市町村に委託する。

- (8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを

防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

## 5 平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防設備等の設置義務に関する消防法第17条の規程の適用の除外措置があることに留意する。

## 6 住宅の応急修理

### (1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

### (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

### (3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### (4) 相談窓口の設置

被災住宅の復旧に関する技術的指導及び制度融資等の相談を行うため、相談窓口を設置する。

## 7 災害公営住宅

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

### (2) 整備及び管理者

市は、災害公営住宅を整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規程による事業主体

の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

ア 入居者資格

- (7) 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であること。
- (4) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

- (7) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。ただし、激甚災害の場合は3/4とする。
- (4) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5とする。

## 8 資材等の斡旋、調達

市は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

## 9 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

# 第23節 ライフライン施設応急対策計画

電気施設、通信施設及びガス施設の各事業者は、登別市の地域で風水害が発生した場合において、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益施設としての機能を維持・回復するため、災害に応じ次の事項について実施するものとする。

## 1 電気施設（北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店）

- (1) 職員の非常招集体制
- (2) 電気供給施設の応急復旧体制
- (3) 本社及び関連会社の応援体制
- (4) 復旧までの間の臨時電力供給体制
- (5) 停電時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
- (6) 市との連絡体制
- (7) その他災害応急対策に関して必要な事項

## 2 通信施設（東日本電信電話株式会社北海道事業部）

- (1) 職員の非常招集体制
- (2) 通信施設の応急復旧体制

- (3) 本社、支社及び関連会社の応援体制
- (4) 復旧までの間の臨時電話仮設体制
- (5) 電話途絶時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
- (6) 市との連絡体制
- (7) その他災害応急対策に関して必要な事項

### 3 ガス施設（登別ガス協同組合・室蘭ガス株式会社）

- (1) 職員の非常招集体制
- (2) ガス供給施設の応急復旧体制
- (3) ガス協会及び関連会社の応援体制
- (4) 災害時におけるガス製造及び供給停止の基準並びに実施体制
- (5) 復旧までの間のプロパンガス器具提供体制
- (6) 供給再開時の点検体制
- (7) 災害時における需要家への広報体制と広報内容
- (8) 市との連絡体制
- (9) その他災害応急対策に関して必要な事項

## 第24節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、市単独では十分な災害応急対策ができない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めによるほか、「登別市災害時受援計画」による。

また、冬期は、積雪・凍結等により、応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は、積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

### 1 協定等に基づく応援

市は、大規模災害等が発生し、市単独では十分に被災者の救護等の災害対応が実施できない場合は、次の相互協定等に基づき北海道及び他都市の応援を要請するものとする。

#### (1) 広域応援協定

協定名	締結年月日	相手方	担当部局	電話番号	F A X
災害時における相互援助に関する協定書	平成7年 3月14日	白石市	総務危機管理課 消防防災係	0224-22-1452	0224-25-2170
	平成8年 1月17日	白老町	総務課 防災・交通室	0144-85-3080	0144-82-4391
6市町防災協定	平成23年 9月2日	室蘭市	総務部 防災対策課	0143-25-2244	0143-25-2503
		伊達市	総務部危機管理 課危機管理係	0142-82-3162	0142-23-4414
		豊浦町	総務課交通防災 DX推進係	0142-83-1417	0142-83-2938

		壮瞥町	総務課防災係	0142-66-2121	0142-66-7001
		洞爺湖町	総務部総務課 自治防災室	0142-74-3004	0142-74-2121
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成20年 6月10日	北海道 市長会 町村会	(他都市への応援要請は胆振総合振興局を經由) 胆振総合振興局地域創生部危機対策室 電話番号 0143-24-9570 FAX 0143-22-5170		
危機発生時における相互応援に関する協定書	平成22年 4月22日	白石市	総務危機管理課 消防防災係	0224-22-1452	0224-25-2170
		海老名市	市長室危機管理 課危機管理係	046-235-4790	046-231-2343
災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	平成29年 6月1日	蘭越町	総務課企画防災 対策室	0136-57-5111	0136-57-5112
		ニセコ町	総務課防災係	0136-44-2121	0136-44-3500
		真狩村	総務課	0136-45-2121	0136-45-3162
災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	平成29年 6月1日	留寿都村	企画観光課	0136-46-3131	0136-46-3545
		喜茂別町	まちづくり振興 課	0136-33-2211	0136-33-3577
		京極町	総務課	0136-42-2111	0136-42-3155
		倶知安町	危機管理室 防災担当係	0136-56-8000	0136-23-2044
		室蘭市	総務部防災 対策課	0143-25-2244	0143-25-2503
		伊達市	総務部危機管理 課危機管理係	0142-82-3162	0142-23-4414
		豊浦町	総務課交通防災 DX推進係	0142-83-1417	0142-83-2938
		壮瞥町	総務課防災係	0142-66-2121	0142-66-7001
		洞爺湖町	総務部総務課 自治防災室	0142-74-3000	0142-74-2121
		白老町	総務課 防災・交通室	0144-85-3080	0144-82-4391
		札幌市南区	南区市民部 地域振興課	011-582-4723	011-582-5470

## (2) 応援の種類

- ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又は斡旋
- イ 救援・救助活動に必要な車両等の提供又は斡旋
- ウ 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供

- 又は斡旋
- エ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- オ 児童・生徒の受け入れ
- カ 被災者に対する住宅の提供
- キ ボランティアの斡旋
- ク その他要請のあった事項

## 2 基本法による応援

- (1) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないとされている。
- (2) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（胆振総合振興局長）に対し、応援を求め、又災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（胆振総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないとされている。
- (3) 市長は、知事が災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

## 3 消防機関

- (1) 大規模災害が発生し、市消防単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

### 広域応援協定

協定名	締結年月日	相手方	対象とする災害	応援の種別
北海道広域 消防相互 応援協定	平成3年 2月13日	道内消 防本部	消防組織法第1 条に規定する水 火災又は地震等 の災害	1 陸上応援 消防隊、救助隊又は救急 隊による応援 2 航空応援 ヘリコプターを装備した 航空隊による応援

## 第25節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊派遣要請については、本計画の定めるところによる。

## 1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命及び財産の保護並びに災害応急対策の実施に必要な場合に行うものとし、その要請理由はおおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救助及び遺体の搜索
- (2) 災害救助物資の緊急輸送
- (3) 被災者に対する炊き出し
- (4) 断水時の応急給水
- (5) 被災地の防疫
- (6) 主要道路の応急啓開
- (7) 障害物の除去
- (8) 通信の確保
- (9) その他応急措置を実施するため自衛隊の機動力を必要とする場合

## 2 災害派遣要請手続き

- (1) 市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者（知事（胆振総合振興局長））に要求する。この場合において市長は、必要に応じてその旨及び市の災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 緊急援助等の通報

市長は、人命の救助に関し、要請権者（知事）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者（知事）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者（知事）に連絡し上記（1）の手続きを行うものとする。（災害派遣手続フローは、別図のとおり）

## 3 派遣部隊の救援活動が効果的に行われるための措置

災害発生時、速やかな自衛隊の行動により市民及び被災地の救援活動等が効果的に行われることを目的として、災害発生時、速やかな自衛隊の活動拠点について次のとおり定めることとする。

- (1) 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、市災害対策本部内におく。

- (2) 宿泊所、車両、機器等保管場所

市所有の施設を提供することとし、候補地は各小中学校の他、次のとおりとする。

施設名	区分	所在地
亀田記念公園	屋外	富岸町3丁目

富岸青少年会館	屋内	富岸町2丁目23-15
登別市青少年会館	屋内	中央町5丁目21-12
市営陸上競技場	屋外	千歳町3丁目4
川上公園	屋外	桜木町5丁目、片倉町6丁目
岡志別の森運動公園	屋外	千歳町97-1

なお、候補地は、避難所・ヘリコプター着陸地点等にも指定されているので、災害時の避難状況及び被災状況に応じて、その他の施設について自衛隊と調整し提供する。

#### 4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近辺での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

#### 5 経費等

- (1) 派遣部隊の受け入れ側である登別市が負担する経費

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ し尿処理手数料

- (2) その他必要な経費は、自衛隊及び登別市で協議の上定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

#### 6 自衛隊との連携強化

- (1) 連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

- (2) 連絡調整

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

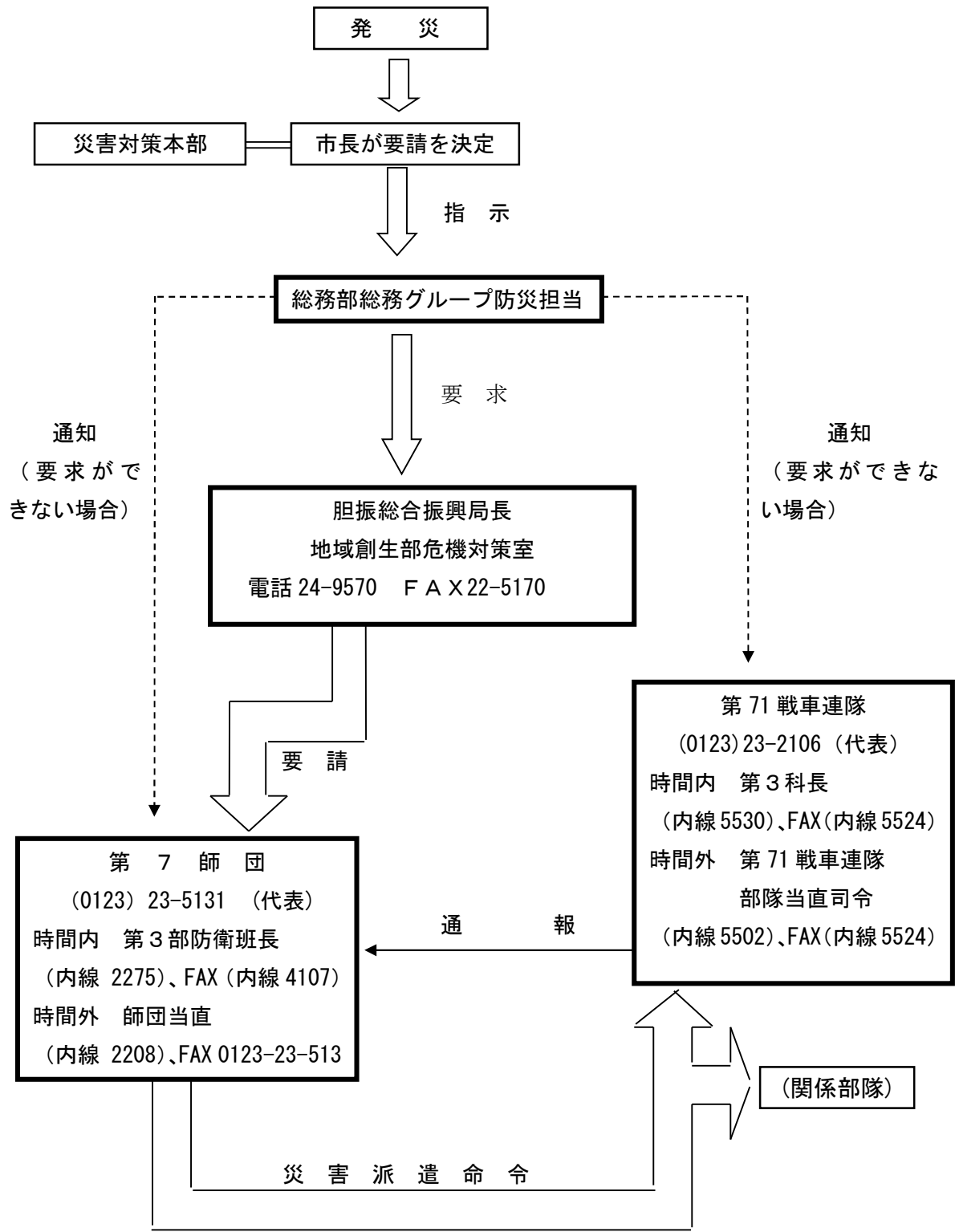
#### 7 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速や

かに文書をもって胆振総合振興局長に対しその旨報告するものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出する。

別図

自衛隊災害派遣要請手続フロー



※市長は、緊急時は直接第 7 師団、又は、第 71 戦車連隊に通知できる。

## 第26節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害時には、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に努めるものとする。

### 1 災害ボランティアの活動

#### (1) ボランティア団体・NPO等の協力

市及び防災関係機関等は、社会福祉協議会又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

#### (2) ボランティア団体・NPO等の活動の内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- ア 救援物資の仕分け、配送、配分
- イ 避難所の管理、運営の補助
- ウ 被災・安否・生活情報の収集、伝達
- エ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- オ 炊き出し、食糧の配給、給水その他の救助活動
- カ 清掃活動及び防疫活動の補助
- キ 被災建築物の応急危険度判定
- ク 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ケ 災害応急対策事務の補助
- コ 外国人との会話
- サ 救急・救助活動
- シ 医療・救護活動
- ス 非常通信
- セ 被災者の心のケア活動
- ソ 被災母子のケア活動
- タ 被災動物の保護・救助活動
- チ ボランティア・コーディネート

### 2 災害ボランティアセンターの設置・運営

市は、登別市社会福祉協議会に対して市本部会議への出席を求め、災害の規模、市内の被災状況、交通・ライフラインの状況等、さまざまな情報を総合的に勘案し、ボランティアの受け入れ及び活動支援の必要性について検討する。

市が、市本部会議においてボランティアの支援が必要と判断した場合は、ボランティアの受け入れ及び調整のため、登別市災害ボランティアセンターを設置し、社会福祉協議会が運営するものとする。

災害ボランティアセンターは、基礎的なボランティア組織として地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集受付、ボランティアの調整等を行う。

### 3 ボランティア保険

ボランティアの受け入れにあたっては、必ずボランティア保険の加入の有無について調査し、未加入者についてはその場で加入の手続きを行うものとする。

なお、保険料については、災害の規模等を勘案の上、公費負担とすることも検討する。

### 4 災害ボランティア活動の環境整備

市は、登別市社会福祉協議会及びボランティア団体、NPO等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及びボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

## 第27節 災害救助法適用計画

災害時に救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画を次のとおり定める。

### 1 実施責任者

救助法による救助の実施は、知事（胆振総合振興局長）が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

### 2 救助法の適用手続き

- (1) 市長は、市内における災害が次項の「救助法の適用基準」のいずれかに該当し又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

### 3 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによる（災害救助法施行令（抜粋）は資料編に掲載）。

#### (1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が本市で発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

ア 市単独の場合、住家が焼失、倒壊等によって、滅失した世帯が60世帯以上の場合

イ 滅失住家の世帯数が、上記に達しない場合でも、道内において2,500世帯以上で、かつ、本市における滅失住家の世帯数が30世帯以上の場合

ウ 道内の滅失住家が12,000世帯以上の場合で、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められた場合

#### (2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に

対して行う。

#### 4 救助の実施と種類

市長は、災害救助法第13条第1項に基づき、知事から委託された次の救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うものとする。

##### (1) 救助の実施と種類

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤同支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の 選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害のため医療の途を失った者	救護班～道・日赤同支部（但し、委任したときは市町村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤同支部（但し、委任したときは市町村）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住家の全壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村
学用品の給与	災害のため住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う捜索	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者について行う遺体に関する処理（埋葬を除く。）	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住宅であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

##### (2) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

##### (3) 胆振総合振興局長への報告

市長は、知事から委託された救助を実施したときは、災害救助法施行細則第19条に基づき、直ちに胆振総合振興局長に報告する。

## 5 救助記録書類の作成

市長は、救助を実施したときは、救助法施行令に基づく厚生労働省の通達等「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日社施第99号）に定められた、救助の種類に応じた救助記録書類を作成しておかなければならない（災害救助法による救助の実施について（抜粋）は資料編に掲載）。

## 第28節 義援金、義援品募集・配分計画

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分する。

### 1 義援金受け入れの周知

市は、義援金の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ次の事項を公表する。

- （1）振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- （2）受け入れ窓口

### 2 義援金の受け入れ及び保管

- （1）義援金の受け入れ
  - ア 一般からの受け入れ窓口を開設する。
  - イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。
- （2）義援金の管理
  - 義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

### 3 義援金の配分方法

- （1）義援金の配分の決定
  - 市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し配分を決定する。
  - ただし、小規模災害に対する義援金の配分については、配分委員会への付議を省略することができる。
- （2）義援金配分委員会の構成
  - 配分委員会は、登別市、登別市議会、登別市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部、登別市地区及びその他市長が認める団体の代表者をもって構成する。

### 4 広域的な災害時の義援金の取扱い

登別市を含む広域的な災害において、全被災地域の義援金を一本化して配分することとなった場合は、本市が受け入れた義援金は当該配分機関に送金するものとする。

### 5 義援品受け入れの周知

市は、義援品の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ次の事項を公表する。

- (1) 受け入れを希望する物資及び受け入れを希望しない物資のリストを公表する（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改訂する）。
- (2) 送り先は、あらかじめ定める集積拠点とする。

## **6 義援品の受け入れ及び保管**

市は、次により義援品を受け入れる。

- (1) 受け入れ窓口を開設する。
- (2) 受け入れ要員を事前に確保する。
- (3) 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

## **7 義援品の配分方法**

市は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し効果的な配分を決定する。

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

### 第1節 基本方針

市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 第2節 公共施設等災害復旧計画

#### 1 実施責任者

北海道、登別市及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

#### 2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### （1）公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 漁港
- ケ 下水道
- コ 公園

##### （2）農林水産業施設災害復旧事業計画

##### （3）都市施設災害復旧事業計画

##### （4）上水道災害復旧事業計画

- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画

### 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業は、別に法令の定めるところにより予算の範囲内において実施するが、国、道の負担金又は補助金及び地方債措置のあるものについては、十分にこれを活用して行うものとする。

### 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査・把握し、道とも十分協議の上、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置して、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第3節 被災者援護計画

### 1 罹災証明書の交付

地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない（登別市罹災証明書等交付要綱は資料編に掲載）。

このため、罹災証明書はデジタル技術を活用することにより迅速に発行するよう努め、災害対応の効率化と迅速化を図るとともに、漏れのない被災者支援に努めるものとする。

また、市は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとし、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

### 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### (1) 被災者台帳の作成

ア 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する者とする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別

- ④ 住所又は居住
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付状況
- ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪の連絡先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## （2）台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人情報という。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- ⑤ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2（1）イ⑬）を含めないものとする。